次期　北海道観光のくにづくり行動計画　素案

令和7年11月

経済部観光局観光振興課

目次

第1　計画の考え方

１　策定趣旨 ---------- 1
２　計画の位置づけ ---------- 1
３　計画期間 ---------- 1

第2　北海道観光を取り巻く情勢と現状・課題

１　国内外の観光市場の情勢 ---------- 2
２　北海道観光の現状 ---------- 8
３　第5期計画の目標達成状況 ---------- 22
４　北海道観光の課題と対応方向 ---------- 23
５　宿泊税の導入 ---------- 23

第3　北海道観光のめざす姿と施策展開の方向性

１　計画のめざす姿 ---------- 25
２　施策展開の方向性 ---------- 26
３　目標指標 ---------- 36

第4　計画の推進

１　関係者の行動指針と役割 ---------- 39
２　計画の推進体制 ---------- 40
３　計画の推進管理 ---------- 40

第5　附属資料

１　北海道観光のくにづくり条例 ---------- 41
２　これまでの計画による取組の概要 ---------- 46

第1　計画の考え方

1　策定趣旨

観光は、交流人口の増加や地域の消費拡大などにより、関連産業を含め広く恩恵をもたらす本道のリーディング産業のひとつです。

その観光について、「北海道観光のくにづくり条例」に基づき、すべての関係者が連携・協働して施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として、これまで5期に渡り「北海道観光のくにづくり行動計画」を策定してきました。

2023（令和5）年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、インバウンドを中心に、観光需要が回復基調にある中、本道観光には、季節偏在や地域偏在といった従来からの課題に加えて、大規模自然災害や気候変動、新たな感染症などへのリスク対応、人手不足、さらには、一部の地域での過度な混雑や、ルール・マナー違反などといった課題も顕在化しており、これらの課題の解決とともに、関連する産業の裾野が広く地域経済を支える観光関連産業の持続的な発展に向け、北海道観光の目指す姿と施策を示す新たな計画を策定します。

2　計画の位置づけ

北海道観光のくにづくり行動計画は、「北海道総合計画」（2024（令和6）年度から概ね10年間）が示す政策の基本的方向に沿って策定、推進する「特定分野別計画」として位置づけられており、総合計画との整合を図りながら、施策展開の方向性等について示します。

〇北海道総合計画における観光の位置づけ

・ 日本・世界の発展を牽引し北海道の飛躍に繋げる分野の一つ

〇北海道総合計画における観光の目標

・ ポテンシャルを発揮し、持続的に発展する世界トップクラスの観光地北海道

道では、2018（平成30）年12月、SDGs のゴール等に照らした、本道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道 SDGs 推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、北海道全体で SDGs の推進を図ることとしています。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、主に以下のゴール（ターゲット）の達成に資するものです。

・ゴール4（ターゲット 4.4）
・ゴール8（ターゲット 8.9）
・ゴール12（ターゲット 12.b）
・ゴール13（ターゲット 13.3）
・ゴール17（ターゲット 17.14、17.17）

3　計画期間

国の観光立国推進基本計画（第5次）の計画期間を踏まえ、この計画の計画期間は、が2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の5年間とします。

第2 北海道観光を取り巻く情勢と現状・課題

1 国内外の観光市場の情勢

(1) 国際観光市場

世界観光機関(UN Tourism)によると、2023(令和5)年の「外国人旅行者受入数ランキング」において、日本は2, 510万人の訪日外国人を受け入れ、世界で15位、アジアではタイ(約2, 820万人)に次ぐ第2位となり、これは新型コロナウイルス感染症による渡航制限が緩和され、観光需要が急速に回復したことを示しています。世界全体の国際観光客数も回復傾向にあり、2025(令和7)年1月の発表では、2024年の国際観光客数は14億4, 507万人に達し、前年比 10.7%増となりました。これは2019年比でわずか1. 3%減の水準であり、ほぼコロナ前の水準まで回復したことになります。

令和7年度版観光白書(国土交通省)によると、地域別では、欧州が7億4,730万人(前年比 5.5%増)、アジア太平洋地域が3億1,586 万人(前年比 32.9%増)、米州が2億1,347 万人(前年比 6.7%増)と、特にアジア太平洋地域の伸びが顕著となっています。

この回復の背景には、各国の経済成長をはじめ、航空路線の再開や、観光プロモーションの強化などがあると考えられ、国際通貨基金(IMF)のデータによれば、2023年の世界の実質GDP成長率はプラスで推移しており、観光需要の基盤となる経済環境も安定しています。

また、2024年の国際観光収入は1.4兆ドルに達し、2019年の1.5兆ドルの93%に迫る水準まで回復し、観光産業の世界GDPへの貢献は11兆1,000億ドルに達すると予測されるなど、旅行・観光産業は過去最高の記録を更新する見込みとなっています。

このように、国際観光市場はパンデミックからの回復を遂げ、今後も成長が期待されており、特にアジア太平洋地域では、経済成長と中間層の拡大により、観光需要がさらに高まると予測されています。

【国際観光客数】(出典:UN Tourism)

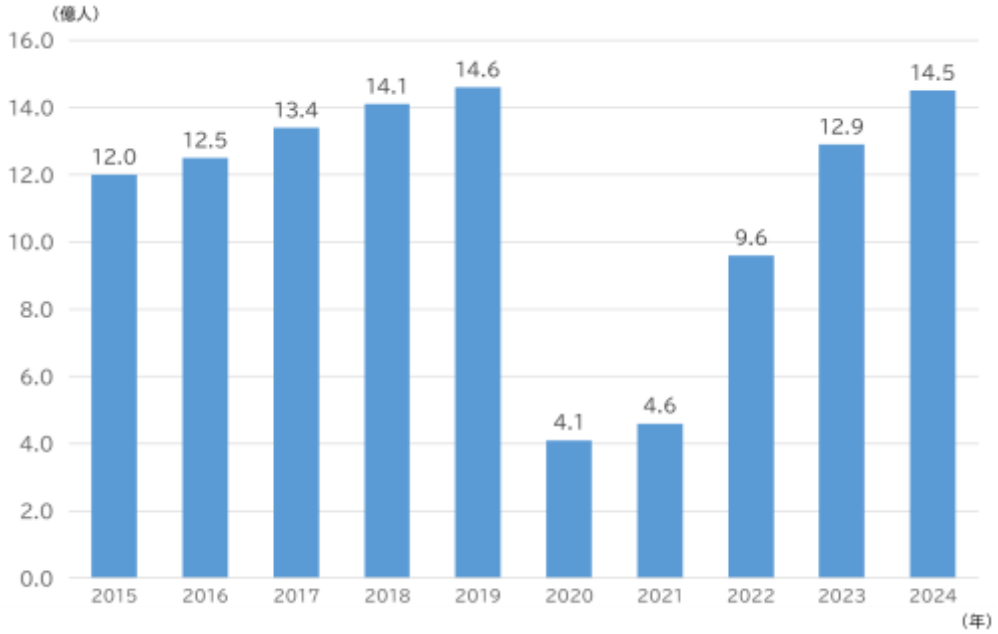

（2） 国内観光市場

ア 外国人

2003（平成15）年に国のビジット・ジャパン・キャンペーンが始まり堅調に増加していましたが、2008（平成20）年のリーマンショック、2011（平成23）年の東日本大震災による一時的な減少、2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行による複数年にわたる激減などを経て、2024（令和6）年の訪日外国人旅行者数は、過去最高の3，687万人に達し、コロナ前の2019（平和30）年比で15．6％増、前年比では47．1％増という大幅な伸びを記録しました。

2025（令和7）年も1月～9月の推計値は、約3，165万人となり過去最速で3，000万人を突破するなど増加傾向は継続しており、この急回復は、円安の進行や、航空便の復便・増便、さらには日本文化への関心の高まりなどの要因と考えられます。

旅行消費額も同様に、2024（令和6）年は過去最高を更新し、8兆1，257億円となり、これは2019年比で約68．8％増、2023年比では53．1％増で、1人当たりの旅行支出も22万7，242円と、2019年比で43．3％増加しています。費目別では、宿泊費が約2．7兆円（2019年比92．9％増）と最も多く、買い物代は約2．4兆円（同43．5％増）と構成比が減少していることから、訪日客の消費傾向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行していることがうかがえます。

2024年の国籍・地域別の訪日者数では、韓国が最多の882万人（2019年比57．9％増）となり、次いで中国（698万人、同27．2％減）、台湾（604万人、同23．6％増）、米国（272万人、同58．1％増）、香港（268万人、同17．1％増）と続いています。韓国からの訪日客増加は、地方空港への格安航空会社（LCC）の就航や、J－POP・アニメなどの日本文化の人気が影響していると考えられ、台湾は、円安や観光促進キャンペーンの効果が訪日意欲を高めた要因と考えられます。

また、訪日旅行の目的地も多様化しており、従来から人気の高い東京・大阪・京都などに加え、地方都市への関心が高まっています。このような環境下において、政府は2030年までに訪日外国人旅行者数6，000万人、旅行消費額15兆円という目標を掲げていますが、今後のインバウンド需要の更なる獲得に向けては、空港の受入体制の強化や、宿泊施設の稼働数増加、地方観光資源の磨き上げ、多言語対応の充実など、インフラ面での課題もあると考えられます。

【訪日外国人旅行者数】(出典:JNTO 訪日外客統計)

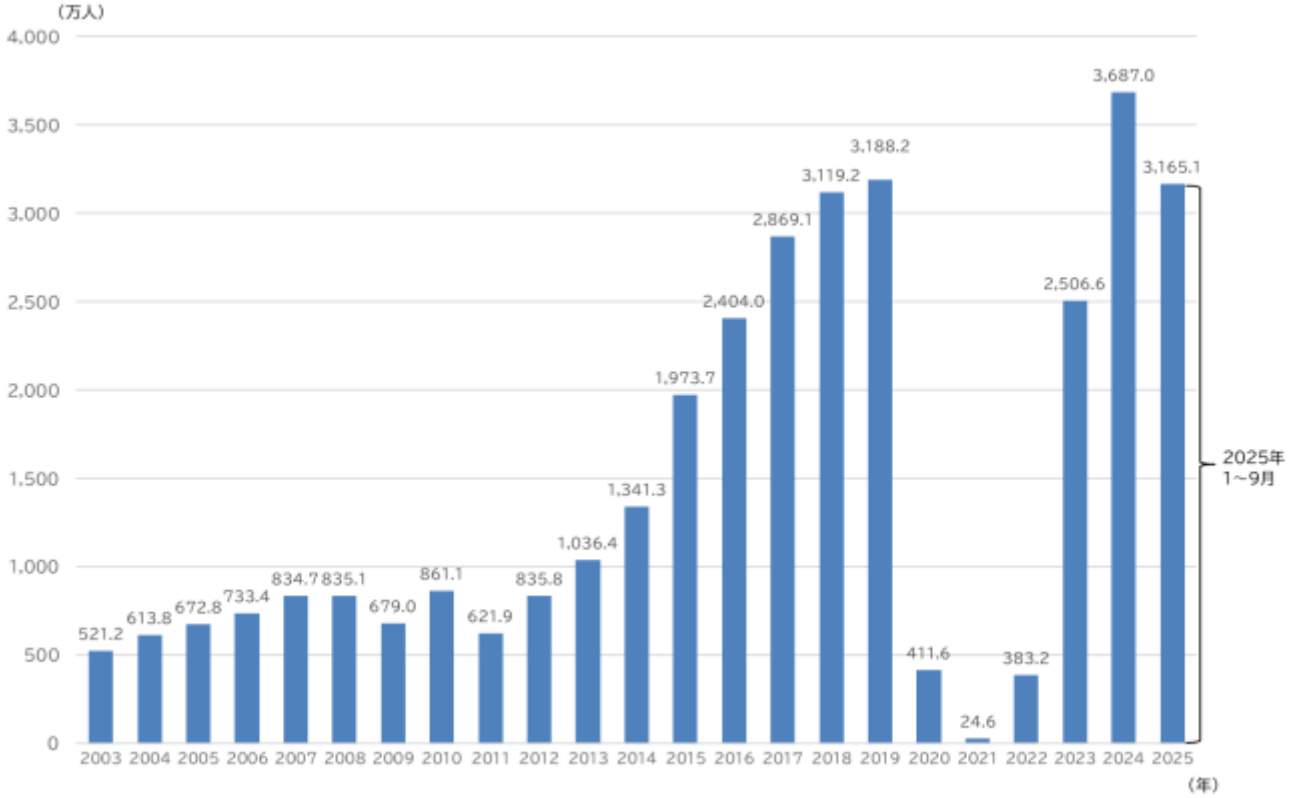

【訪日外国人旅行消費額、訪日外国人1人当たり旅行消費支出】
(出典:観光庁　インバウンド消費動向調査)

【2024年国籍別訪日外国人】(出典:JNTO・訪日外客統計)

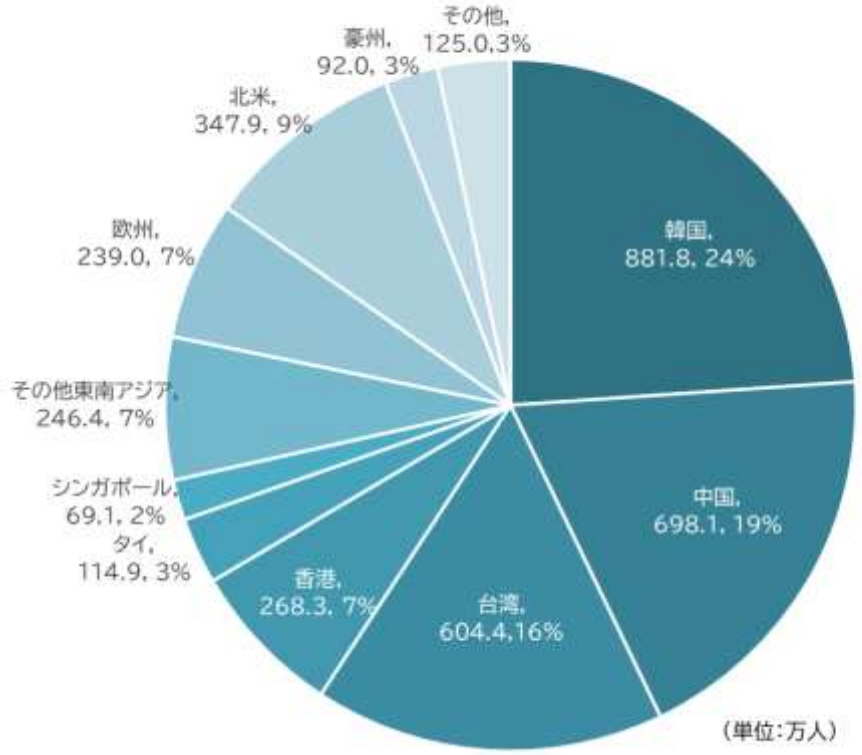

イ 日本人

2024(令和6)年の、日本人の国内延べ旅行者数は約5億 4,000 万人となり、2019(令和元)年の約5億8, 800万人と比較すると8. 2%減と、完全な回復には至っていないものの旅行需要は確実に回復傾向を示しており、コロナ前の約9割の水準まで回復している一方で、2024年の出国日本人数は1, 301万人と2019年比で35. 2%減に留まっている状況で、円安の進行による旅行価格の上昇などが要因と考えられます。

国内旅行消費額は25. 1兆円に達しており、2019(平成30)年比で14. 5%増と過去最高を記録し、これは国内旅行消費額(約34兆円)の7割超であり、国内旅行需要は日本人が下支えしています。

旅行者数が減少しているにもかかわらず、消費額が増加している背景は、1人当たりの旅行支出の増加と考えられ、これは物価上昇や宿泊料金の高騰といった外的要因に加え、コロナ禍を経て「量から質」への意識が高まり、より付加価値の高い体験やサービスへの需要が増加していることも要因と考えられます。具体的には、ラグジュアリーな宿泊施設や地域ならではの体験型観光、食文化や自然とのふれあいなど、質を重視した旅行スタイルが広がっており、観光庁の調査によれば、2024年の国内旅行者の約6割が「体験重視の旅行」を志向し、これは2019年比で約15ポイントの増加となっています。

しかしながら、国内延べ旅行者数が長期的には伸び悩んでいること、国内旅行経験率は20～60代はコロナ前比で横ばいであるが、70代以上が減少していることは、

物価高騰の影響や人口減少・少子高齢化が大きな要因と考えられます。

日本社会全体で急速に進行する人口減少・少子高齢化は、中長期的に国内旅行市場の縮小圧力となることが予想され、高齢者層の旅行意欲は高いものの、健康面や移動手段の制約があるため、バリアフリー対応や医療連携などの支援体制が求められます。

このような状況においては、国内観光の振興には、単なる旅行者数の回復にとどまらず、国内交流の拡大や観光需要の平準化、シニア層・リピーター層をターゲットとした旅行商品の開発が不可欠であり、デジタル技術の活用や働き方改革の進展を背景に、平日旅行の推進など、新しい旅行スタイルの普及・確立も重要です。

【国内旅行者数、出国日本人数】（出典：JNTO訪日外客統計、出入国管理庁 出入国管統計）

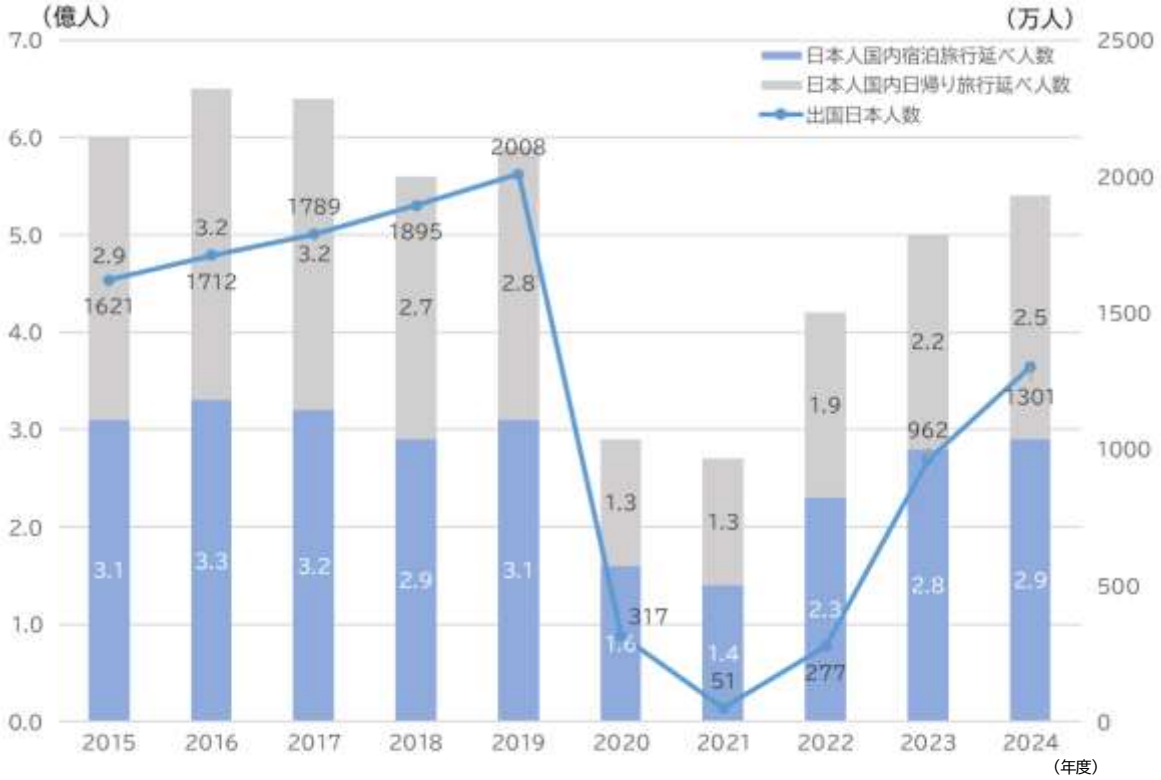

【日本国内旅行消費額】(出典:観光庁　旅行・観光消費動態統計)

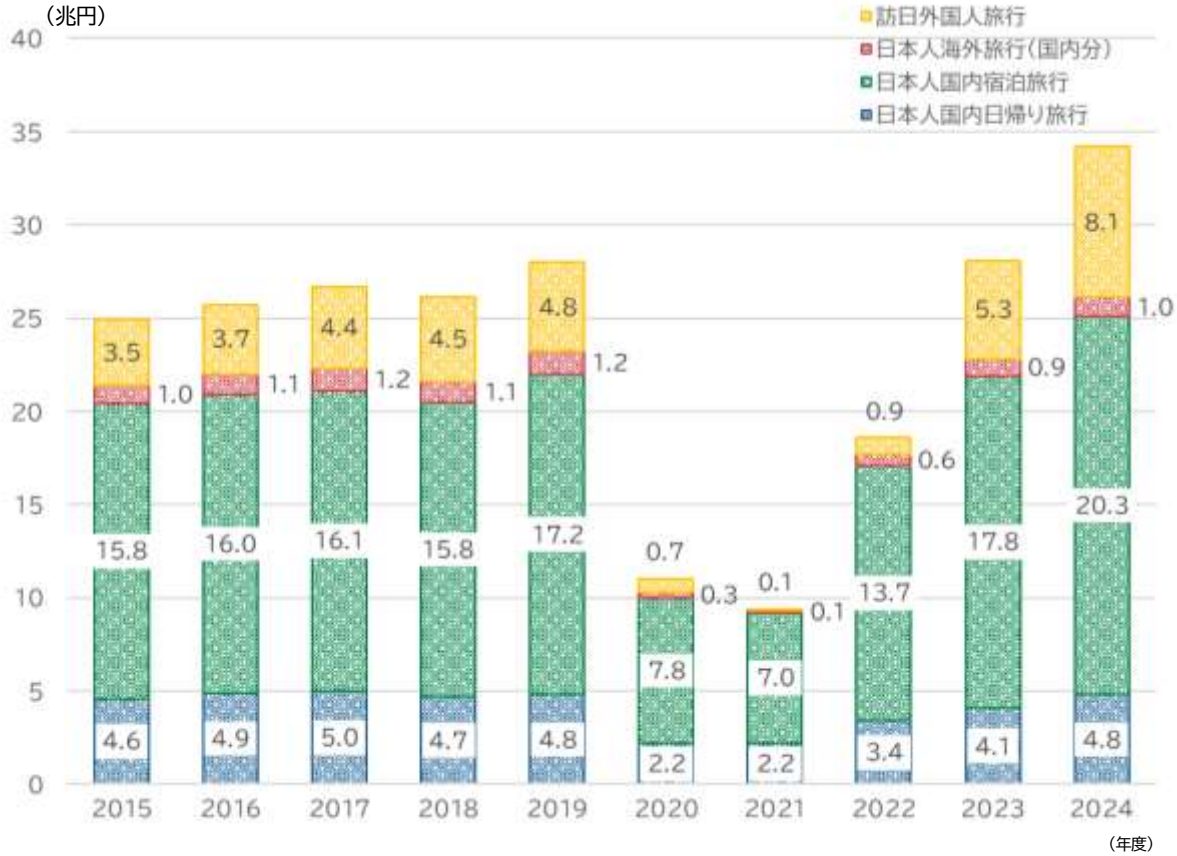

【国内旅行経験率】(出典:観光庁　旅行・観光消費動向調査)

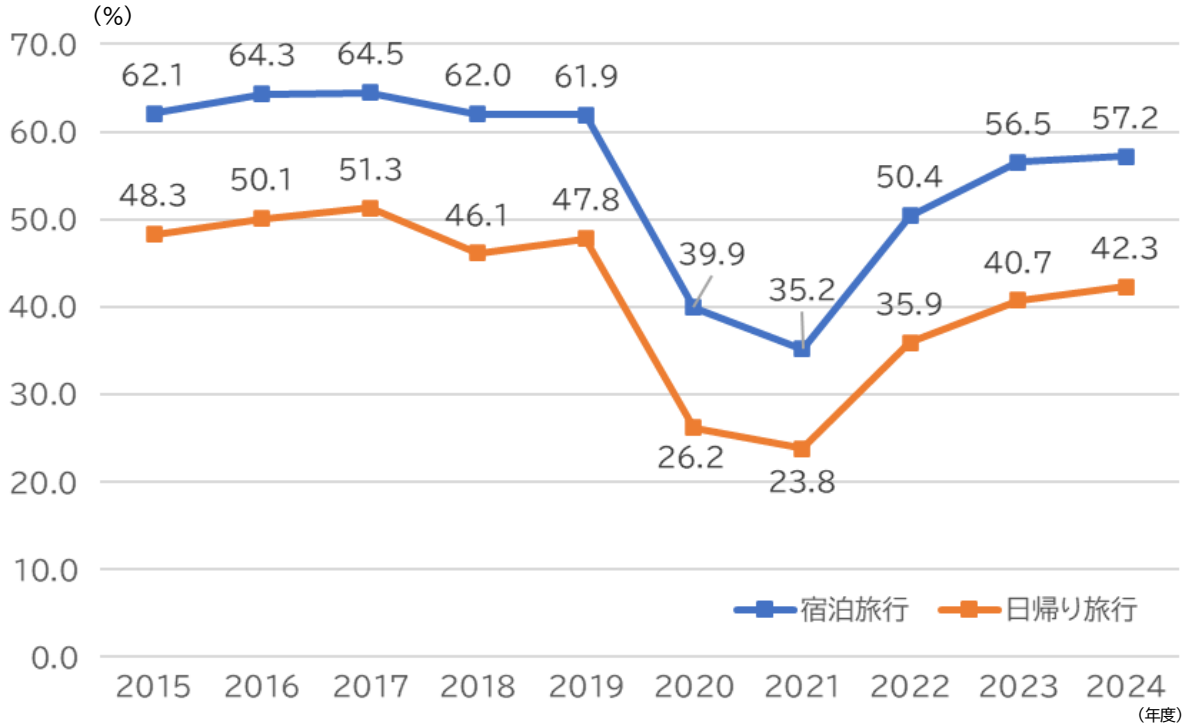

2 北海道観光の現状

(1) 観光入込客数(実人数)

本道の観光入込客数・実人数の総数は、2017(平成29)年度に過去最高となる5,610万人を記録するなど順調に推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020(令和2)年度、2021(令和3)年度はインバウンドが実質ゼロとなるなどかつて経験したことのない深刻な状況となりました。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した2023(令和5)年度以降、インバウンドを中心に回復基調となり、2024(令和6)年度は、前年度と比較して3.9%増の約4,964万人となり、コロナ前の2018(平成30)年度と比較して、10.1%の減となりました。

道内客は約4,154万人で、前年度比116万人増(2.9%増)と微増となりましたが、コロナ前の2018(平成30)年度と比較すると477万人減(9.7%減)となっており、日帰り客は、前年度比で増加したものの、宿泊客は、長引く物価高騰や宿泊単価の上昇の影響から790万人(前年度比4.0%減)となり、道外客は527万人で、前年度比22万人増(4.4%増)と緩やかな増加となりました。

外国人客は約283万人に達し、前年比49万人増(20.7%増)と大きく伸長しましたが、これは訪日制限の緩和、円安の進行、国際線の拡充などに加え、昨今の北海道への高い関心などにより、過去最高だった2018(平成30)年度に次ぐ過去2番目の高水準となりました。

国・地域別では、韓国が84万人で最多、次いで台湾60万人、中国46万人、香港18万人、アメリカ14万人、タイ12万人と続いています。特に、中国は前年比75.9%増と大幅な伸びを示したが、2018年度比では35.1%減と、完全な回復には至っていない状況にあります。

【観光入込客数(実人数)の推移】(出典:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」)

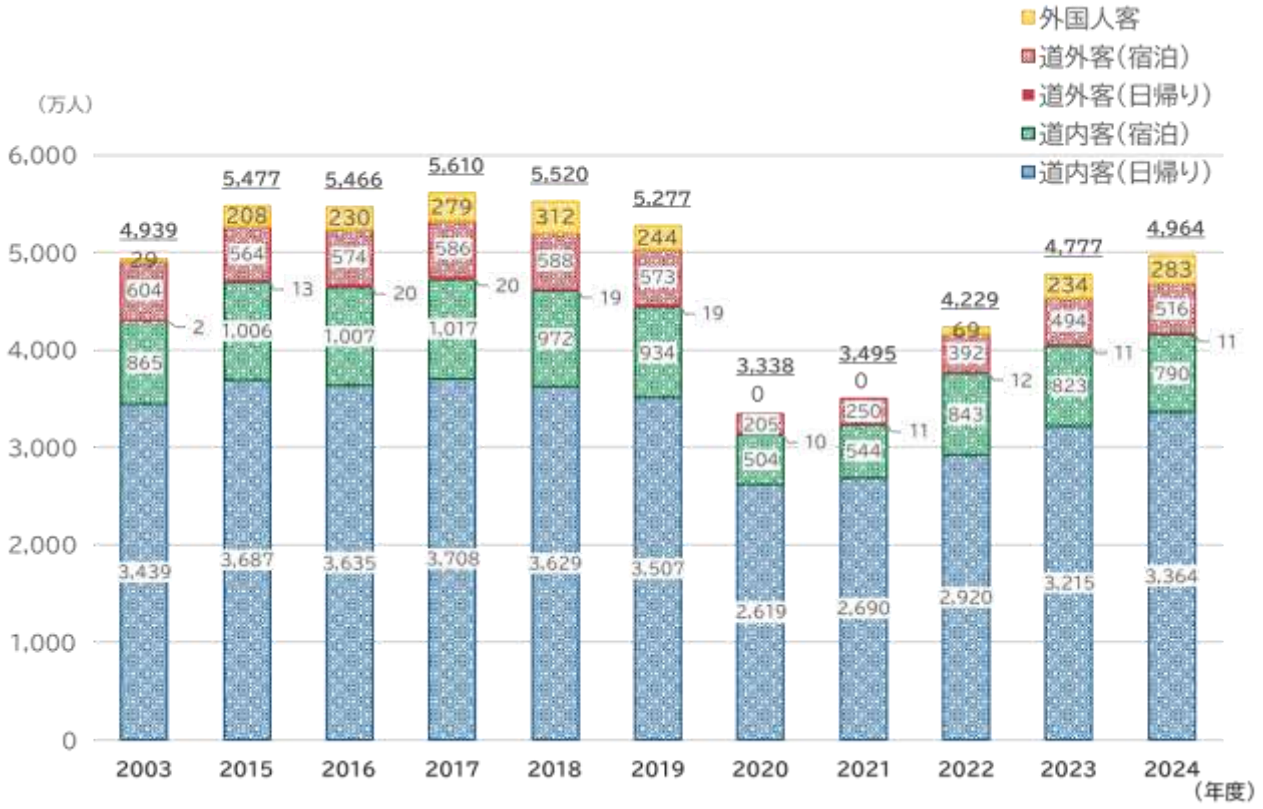

【2024（令和6）年度外国人来道者数】（出典：北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」）

国・地域		来道者数［万人］	構成比	前年度比	2018年度比
アジア	韓国	84.0	29.7%	+27.4%	+14.8%
	台湾	60.5	21.4%	+12.7%	+1.8%
	中国	46.0	16.3%	+75.9%	▲35.1%
	香港	17.6	6.2%	▲8.6%	▲14.4%
	タイ	12.2	4.3%	▲10.7%	▲48.3%
	マレーシア	6.7	2.4%	▲18.1%	▲48.4%
	シンガポール	5.8	2.0%	▲17.5%	▲31.0%
	フィリピン	3.3	1.2%	+46.8%	+19.4%
	その他アジア	4.4	1.6%	+30.2%	▲2.7%
		240.3	85.0%	+20.6%	▲12.9%
アメリカ		13.7	4.8%	+59.3%	+32.3%
オーストラリア		9.2	3.3%	+19.3%	+34.9%
カナダ		3.8	1.4%	+85.5%	+85.5%
イギリス		2.7	1.0%	+69.4%	▲10.3%
その他		13.0	4.6%	▲12.8%	▲2.0%
合計		282.7	100.0%	+20.7%	▲9.2%

（2）宿泊客延数

ア　全体

2024（令和6）年度の北海道における宿泊客延数は、コロナ前のピークである2018（平成30）年度の3，781万人泊を上回り、過去最高の4，095万人泊を記録しました。

国内宿泊客は3，153万人泊で、コロナ前の2019（令和元）年度以前は2，000万人泊代で推移していましたが、コロナ後の2022年度以降はいずれも3，000万人泊台で推移しており、増加傾向にあります。観光庁の調査によれば、北海道を訪れる旅行者の平均宿泊数は2．3泊と全国平均を上回っており、滞在型観光地としての魅力が評価されていると考えられます。

外国人宿泊客は、892万泊で、前年比で約30％増加、コロナ前ピークの2018（平成30）年度と比較し5．7％増となり、過去最高を記録しています。

【宿泊客延数の推移】（出典：北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」）

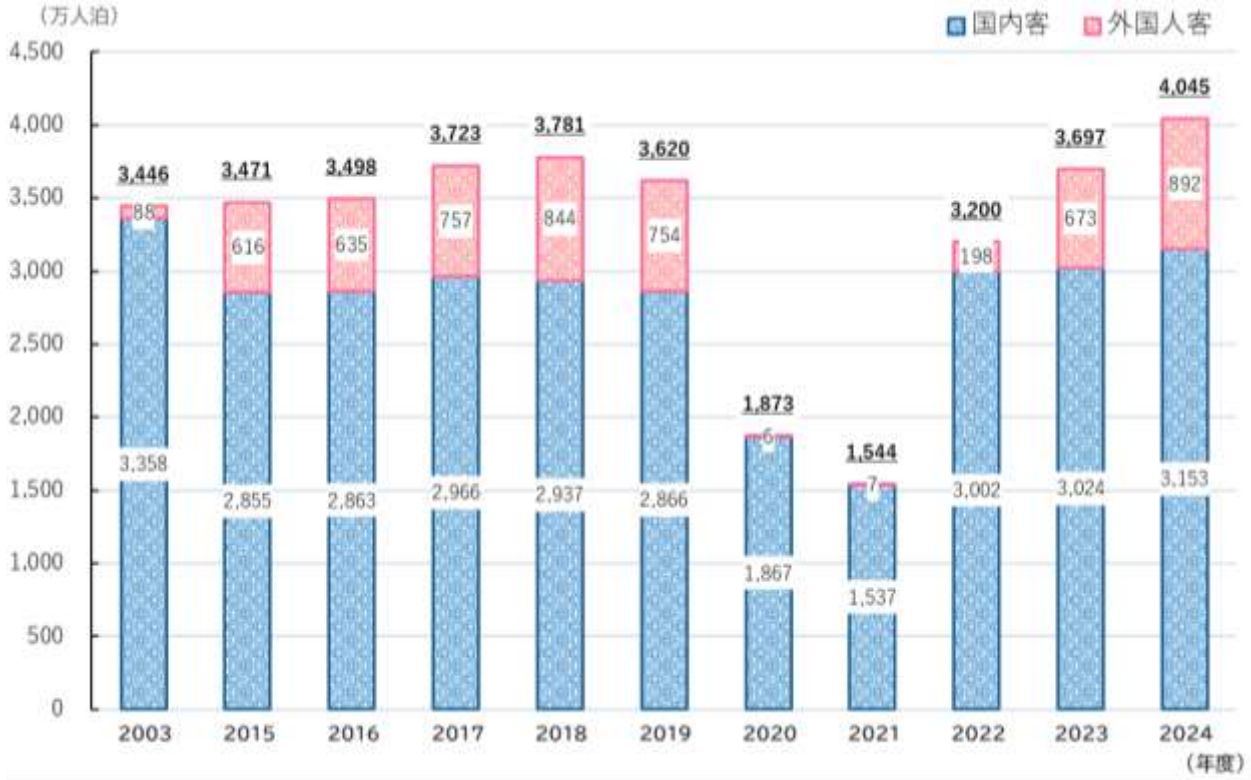

イ　エリア別

北海道における宿泊客延数の4圏域別推移を見ると、2003（平成15）年度から2024（令和6）年度にかけて、道央圏の宿泊客延数・シェアは、2003年度（平成15年度）の約1，766万人泊・51％から、2024（令和6）年度の約2，497万人泊・62％と大きく増加し、道央圏への集中が顕著になっており、特に札幌市は2003年度の約950万人泊・28％から約1，721万人泊・43％と道央圏の中でも大きな増加となっています。そのうち、2024（令和6）年度の訪日外国人来道者についても、約640万人泊・72％となっています。

この背景としては、来道者の約88％を占める航空機利用者の、約81％が新千歳空港・丘珠空港に集中していることや広大な本道において観光地間・都市間の距離の長さ、JRをはじめとする公共交通の移動の長さなど交通の問題に加え、2023（令和5）年5月の北海道ボールパークFビレッジの開業や札幌市の都市機能の充実、観光資源の多様化（雪まつりや大通公園などでの食を中心としたイベントなど）、さらには国際会議（G7気候・エネルギー・環境大臣会合）やスポーツ大会（インターハイ）・文化イベント（展示会・芸能）などの誘致による観光プロモーションの効果があると考えられます。

道南圏の宿泊客延数・シェアについては、2003（平成15）年度の約502万人泊・15％から、2024（令和6）年度の約534万人泊・13％と増加しており、函館を舞台としたアニメ映画の公開やクルーズ船の寄港の増加など函館市を中心とした温泉地や歴史・文化資源への関心の高まりなどの要因が考えられます。

一方で、道北圏・道東圏は、宿泊客延数が減少しており、自然や食をはじめとする観光資源が豊富にあるものの、新千歳空港・札幌からの移動距離・時間の長さといった

移動利便性などが要因と考えられます。

こうした地域別の動向を踏まえ、地域ならではの観光資源の発掘や磨き上げ、各地域の魅力を活かした観光地づくり、広域観光周遊ルートの充実など分散型観光への取組が重要です。

【4圏域別宿泊客延数】(出典:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」)

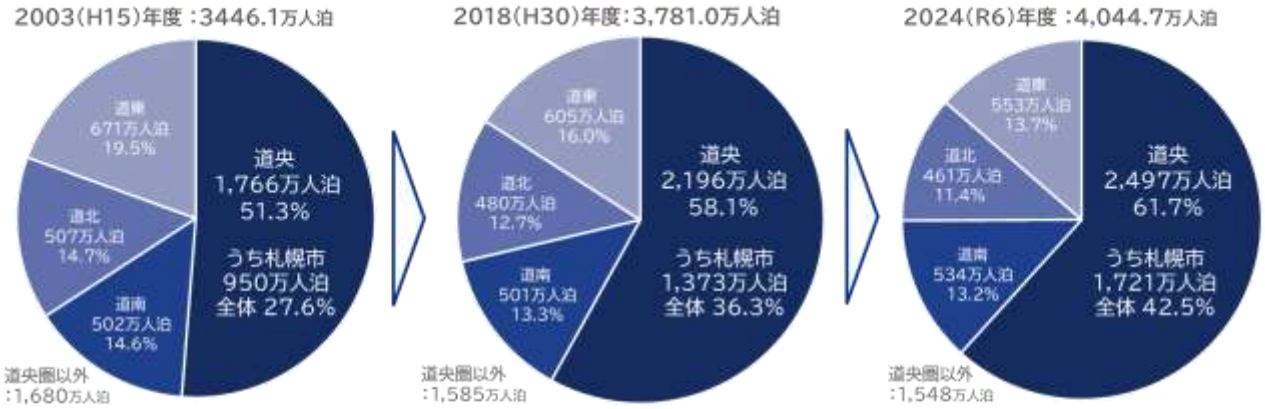

2003⇒2018	年間増加数	うち外国人客
全道	+335万人泊	+756万人泊
うち道央	+429万人泊	+556万人泊
道南	△1万人泊	+72万人泊
道北	△27万人泊	+91万人泊
道東	△67万人泊	+37万人泊

2018⇒2024	年間増加数	うち外国人客
全道	+264万人泊	+48万人泊
うち道央	+301万人泊	+28万人泊
道南	+33万人泊	△2万人泊
道北	△19万人泊	+20万人泊
道東	△51万人泊	+1万人泊

ウ　振興局別・市町村別

2024(令和6)年度の北海道における宿泊客延数の振興局別動向を見ると、札幌市を有する石狩振興局と函館市を有する渡島総合振興局が2018(平成30)年度と比較して大きく宿泊客延数が伸びています。

また、後志総合振興局(倶知安町、留寿都村、ニセコ町、小樽市)、胆振総合振興局(洞爺湖町、登別市、壮瞥町、伊達市)、上川総合振興局(上川町、占冠村、富良野市、旭川市)では、外国人宿泊客のシェアが高く、市町村別では、札幌市、函館市、小樽市、富良野市、ニセコ町、千歳市が宿泊客延数の増加を牽引しています。

【2024(R6)年度振興局別宿泊客延数】

(出典:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」)

		宿泊客延数(万人泊)	構成比	外国人シェア	2018年度対比
全道		4,044.7	100%	22.1%	+7.0%
道央	空知	45.9	1.1%	1.3%	-16.8%
	石狩	1,783.1	44.1%	22.8%	+24.3%
	後志	350.2	8.7%	38.6%	-4.4%
	胆振	300.2	7.4%	32.3%	-5.5%
	日高	17.2	0.4%	1.3%	-22.5%
	計	2496.6	61.7%	25.6%	+13.7%
道南	渡島	522.9	12.9%	14.6%	+6.6%
	檜山	11.1	0.3%	1.2%	+0.2%
	計	534.0	13.2%	14.4%	+6.5%
道北	上川	382.5	9.5%	31.6%	-3.1%
	留萌	13.6	0.3%	1.0%	-18.4%
	宗谷	64.6	1.6%	4.0%	-5.4%
	計	460.7	11.4%	9.5%	-3.9%
道東	ｵﾎｰﾂｸ	169.1	4.2%	9.1%	-6.5%
	十勝	204.4	5.0%	9.1%	-6.5%
	釧路	153.6	3.8%	11.1%	-15.0%
	根室	26.3	0.7%	6.4%	+8.5%
	計	553.4	13.7%	9.5%	-8.5%

【2024(R6)年度 市町村別宿泊客延数】

(出典:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」)

振興局	市町村名	宿泊客延数(万人泊)	外国人シェア	2018年度対比
石狩	札幌市	1,783.1	22.8%	+11.3%
渡島	函館市	472.7	14.9%	+7.2%
釧路	釧路市	131.7	11.2%	-14.0%
後志	小樽市	118.8	31.1%	+25.3%
十勝	帯広市	115.8	2.9%	-8.9%
胆振	登別市	108.6	38.9%	-13.1%
上川	旭川市	103.2	30.3%	-4.7%
後志	倶知安町	88.4	71.6%	-30.7%
上川	富良野市	86.4	36.3%	+29.3%
上川	占冠村	68.4	41.6%	+3.1%
胆振	洞爺湖町	64.6	49.3%	-10.7%
ｵﾎｰﾂｸ	北見市	58.7	3.3%	-15.6%
後志	ニセコ町	58.1	35.0%	+14.4%
上川	上川町	45.8	43.2%	-23.1%
ｵﾎｰﾂｸ	網走市	39.6	13.1%	-10.8%
石狩	千歳市	38.7	52.1%	+9.3%
十勝	音更町	37.8	20.4%	-14.2%
ｵﾎｰﾂｸ	斜里町	37.2	18.6%	-14.8%
後志	留寿都村	35.8	37.6%	-6.9%
宗谷	稚内市	35.5	5.1%	-3.3%
胆振	室蘭市	35.3	2.3%	-2.8%
胆振	壮瞥町	30.5	36.4%	+13.3%
胆振	伊達市	25.1	25.9%	-8.1%

エ 月別

月別・四半期別の宿泊客延数の2003(平成15)年度から2024(令和6)年度を比較すると、1～3月期は約352万人泊増加し、底上げが顕著となっており、このことは、かつてオフシーズンとされていた冬季において、外国人観光客の取り込みが進んだことが要因です。

パウダースノーでのウィンタースポーツ(ニセコ、ルスツ、富良野など)やさっぽろ雪まつり、旭川冬まつりなど寒冷地の特性を活かしたイベントなど北海道ならではの冬の魅力が、海外からの観光客に高い人気を誇っていると考えられ、2024(令和6)年度の外国人宿泊客のうち、約42%が1～3月期に集中し、季節偏在の緩和に寄与しています。

一方で、4～6月期、10～12月期は、外国人客を中心に増加していますが、日本人客が減少している月もあり、これらの季節において、それぞれの地域と季節の魅力を最大限発揮することが重要です。

【月別宿泊客延数】(出典:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」)

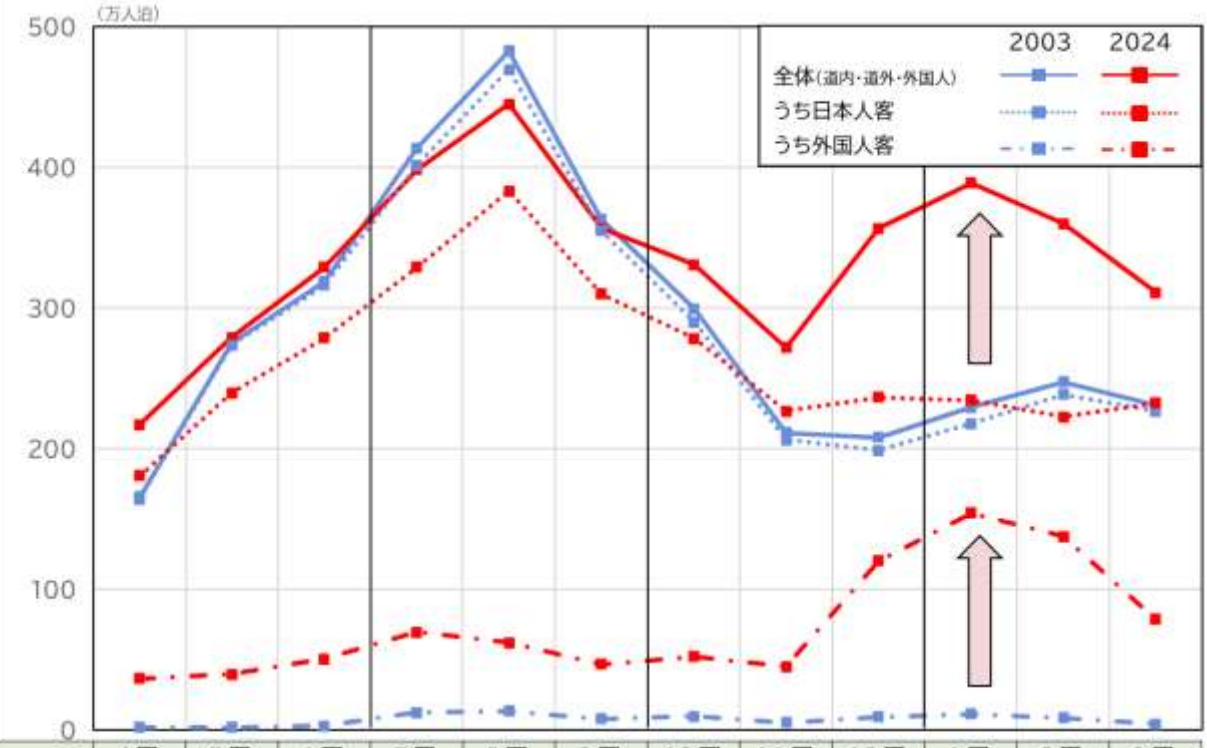

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2003	月別	166	275	319	414	483	363	300	212	208	229	247	231
	四半期	760			1,260			719			708		
	構成比	22.0%			36.6%			20.9%			20.5%		
2024	月別	217	279	329	399	445	357	331	272	357	389	360	311
	四半期	825			1,200			959			1,060		
	構成比	20.4%			29.7%			23.7%			26.2%		

オ 外国人客

宿泊客延べ数について国・地域別でみると、台湾が 184 万7千人泊で全体の20.7%で最も多く、次いで、中国 163 万2千人泊で 18.3%、韓国 159 万6千人泊で 17.9%、以下、香港、シンガポール、アメリカ、タイの順となっています。

本道の外国人宿泊客の動向は、国別・季節別に明確な特徴が表れています。観光庁の「宿泊旅行統計調査」によると、東アジア圏から訪れる外国人宿泊者は国全体では約 60%、欧米豪は約 24%となっており、北海道は、東アジア圏の比率が高く、欧米豪が低い傾向が見られます。

この背景には、北海道と東アジア諸国との地理的近接性や航空路線の充実、短期滞在型の旅行需要の高さが影響していること、新千歳空港を中心に、韓国・台湾・中国との直行便が多数運航されていることや北海道の自然・食・文化に対する関心が高いことが要因と考えらます。

季節別では、国全体では年間を通じて比較的均等な分布となっていますが、北海道は冬期(12～3月)に宿泊客が集中しています。これはスキーをはじめとするウィンタースポーツや寒冷地の特性を活かしたイベントなど北海道ならではの冬の魅力が高い人気を誇っていると考えられます。

一方で、春季(4～6月)や秋季(9～11 月)は宿泊客が少なく、閑散期需要の底上げが課題となっていますが、これらの季節にも、本道には、花や紅葉、食の魅力など豊富な資源があるため、それぞれの地域や季節の特性を最大限に発揮した戦略的なインバウンドの誘客が重要です。

【2024年度(令和6年度)宿泊客延数】(出典:北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」)

(万人泊)

	台湾	中国	韓国	香港	シンガポール	タイ	その他東南アジア	欧州	北米	オーストラリア	その他	合計	本道月別シェア
R6.4	10.0	3.1	6.8	2.8	1.8	3.1	2.5	0.8	1.9	0.9	2.8	36.4	4.1%
R6.5	11.0	3.2	8.0	3.1	3.5	1.5	2.1	0.9	2.4	0.8	3.0	39.5	4.4%
R6.6	13.9	5.2	11.8	4.2	4.5	1.0	1.5	0.8	3.1	0.8	3.6	50.4	5.7%
R6.7	16.6	9.8	17.7	6.9	3.3	2.2	2.0	1.3	3.9	0.9	4.9	69.6	7.8%
R6.8	15.0	9.9	18.8	5.3	1.6	0.7	1.1	1.4	2.5	0.7	5.0	62.1	7.0%
R6.9	13.4	5.4	11.9	3.8	1.8	0.6	1.3	1.2	2.6	0.8	4.0	46.7	5.2%
R6.10	14.3	5.9	9.4	4.4	3.5	2.9	2.3	1.0	3.5	1.1	3.9	52.3	5.9%
R6.11	12.6	5.6	9.4	3.6	2.5	2.4	2.5	0.7	2.0	0.7	3.0	45.1	5.1%
R6.12	17.3	24.9	18.8	10.7	13.6	5.6	10.9	1.5	4.8	4.7	7.3	120.1	13.5%
R7.1	21.5	44.1	21.8	9.6	4.9	5.4	7.9	2.7	8.6	16.5	11.4	154.3	17.3%
R7.2	21.7	34.4	15.6	8.7	4.6	6.7	9.3	3.1	11.5	10.5	11.4	137.5	15.4%
R7.3	17.4	11.7	9.6	5.8	4.6	6.3	5.6	1.7	4.5	4.6	6.7	78.6	8.8%
年度合計	184.7	163.2	159.6	68.8	50.3	38.2	49.0	17.2	51.5	43.0	67.1	892.5	
エリア別	東アジア	576.3	64.6%		東南アジア	137.5	15.4%	欧米豪	111.6	12.5%			
本道国別シェア	20.7%	18.3%	17.9%	7.7%	5.6%	4.3%	5.5%	1.9%	5.8%	4.8%	7.5%		

※黄色の網掛け は、国別の上位3月

(3) 宿泊場所の状況

ア 宿泊施設数・定員(ホテル・旅館・簡易宿所)

道内で、旅館業法の許可を受けているホテル・旅館・簡易宿所は、2024(令和6)年度末現在で、6, 244施設、定員は36万2, 234人となっており、2018(平成30)年度と比較すると、施設数は24%増、定員数は11%増となっています。

ホテル・旅館においては、石狩振興局、後志総合振興局管内で、施設数・定員が増加し、簡易宿所においては、インバウンドの受け入れのため、後志総合振興局、上川総合振興局、胆振総合振興局管内で大幅に伸びているものと考えられます。

イ 住宅宿泊事業(民泊)

2018(平成30)年6月から住宅宿泊事業法が施行され、住宅宿泊事業(民泊)は宿泊施設が十分でない地域における滞在型観光を促進に有効です。2025(令和7)年9月時点の北海道の届出住宅数(札幌市所管＋北海道所管)は、3, 415施設であり、東京都(15, 238施設)に次いで全国第2位となっており、そのうち、札幌市には全道の約65%(2, 226件)が集中しています。

また、北海道所管分では、スキーリゾートや自然観光地を中心としたインバウンド需要の高い、後志（小樽市、ニセコエリアなど）・上川（旭川市、富良野市など）の両地域に民泊施設が集積しており、これらの地域では、滞在が長期化する傾向にあり、民泊や簡易宿所の活用が進んでいます。

民泊の届出住宅における宿泊客数・宿泊客延数についても、北海道は東京都に次ぐ全国2位の水準であり、2024（令和6）年度の宿泊客延数は、住宅宿泊事業法が施行された2018（平成30）年度比で約73％増加し、約80万人泊に達しています。これは、2024（令和6）年度全道の旅館業法に基づく施設の宿泊客延数（約4，045万人泊）の約2％となっており、民泊の宿泊市場における割合が高まってきています。

一方で、民泊の拡大により、地域住民からは、夜間の騒音やゴミ出しルールなど生活環境の悪化や治安・安全面などへの不安や苦情の声があげられており、民泊が観光資源として機能しつつ、地域住民の生活環境を守る仕組みづくりが重要です。

【ホテル・旅館・簡易宿所　施設数・定員・民泊施設数】

（出典：北海道保健福祉部、北海道経済部「北海道住宅宿泊事業届出住宅一覧」、観光庁　住宅宿泊事業法の施行状況）

		ホテル・旅館 簡易宿所（2024）		ホテル・旅館 増減（2018 対比）		簡易宿所 増減（2018 対比）		民泊 2018 年度末	民泊 2025 年 9月時点	増減数
		施設数	定員（人）	施設数	定員（人）	施設数	定員（人）	施設数	施設数	
全道		6,244	362,234	+62	+24,937	+1,136	+11,220	626	3,415	+2,789
道央	空知	396	10,137	-11	-987	-11	+312	14	54	+40
	石狩	695	104,621	+170	+22,625	+40	-255	416 （404）	2,312 （2,226）	+1,896 （+1,822）
	後志	1,483	51,128	+13	+7,312	+500	+3,635	61	344	+283
	胆振	450	31,323	-31	-2,043	+108	+2,131	8	69	+59
	日高	177	4,356	+2	+122	+17	+207	1	12	+11
道南	渡島	480	37,227	-23	+3,201	+89	+841	11	76	+65
	檜山	61	1,555	-12	-443	+5	+11	0	2	+2
道北	上川	923	41,040	+9	-381	+258	+2,772	95	370	+275
	留萌	88	2,819	-1	-193	-2	-46	2	5	+3
	宗谷	191	9,796	-10	-534	+8	+32	1	19	+18
道東	ｵﾎｰﾂｸ	341	21,041	-16	-971	+34	+456	2	36	+34
	十勝	465	21,631	-17	-1,804	+36	+433	8	60	+52
	釧路	369	20,896	+3	-433	+46	+552	2	39	+37
	根室	125	4,664	-14	-534	+8	+139	5	17	+12
								全国	14,059	35,246	+21,187
								東京都	4,866	15,238	+10,372

※石狩振興局のカッコ内は札幌市の登録数

【民泊宿泊者数】（出典：観光庁 住宅宿泊事業法の施行状況 宿泊実績）

		2018 年度	2024 年度	増減率
北海道（札幌市含）	宿泊客数（万人）	17.6	30.9	+75.4%
	宿泊客延数（万人泊）	46.3	80.2	+73.4%
全国	宿泊客数（万人）	98.9	250.3	+153.1%
	宿泊客延数（万人泊）	273.4	660.9	+141.7%
東京都	宿泊客数（万人）	36.5	83.4	+128.4%
	宿泊客延数（万人泊）	127.0	330.8	+160.4%

（4） 観光消費と満足度

「令和6年度北海道来訪者満足度調査」によると、道内客・外国人客の観光消費額単価の現状値は目標値（2025年度）を下回っている状況であり、観光庁が掲げる目標値も下回る水準で推移しています。

満足度については、道内客・道外客ともに「とても満足した」と回答した割合は、2022（令和4）年度以降は増加傾向ですが、2024（令和6）年度は、道内客は36．1%と目標40%に対し、達成率は約90%、道外客は46．6%と目標の50%に対し、達成率は93%となっています。

また、北海道旅行を行う上で「とても満足した」の割合が多かったのは、道内客は、「景観」「食事」「宿泊施設」、道外客は、「景観」「食事」「お土産」、外国人客は、「接遇」「食事」「景観」の順となっています。

一方で、Wi-Fi は、道内客・道外客・外国人客ともに順位が低く、交通機関は、道内客・道外客で順位が低くなっています。

【観光消費額単価】

（出典：北海道観光機構「北海道来訪者満足度・観光産業経済効果調査事業報告書」を基に北海道経済部にて算出）

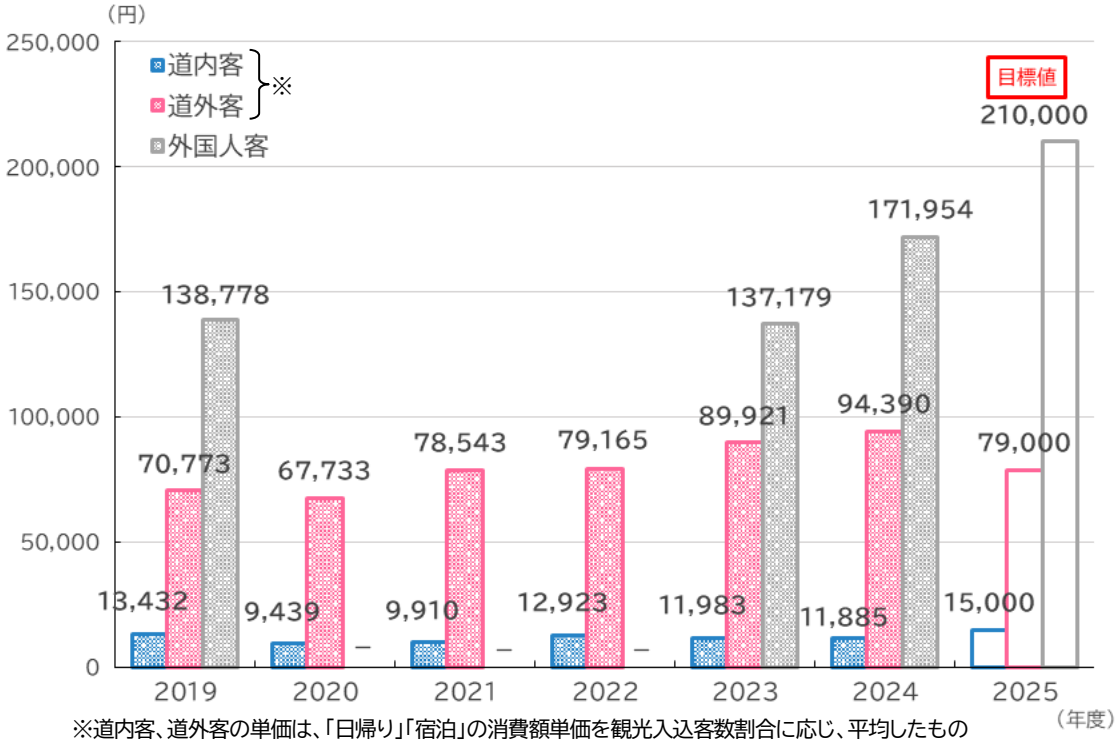

※道内客、道外客の単価は、「日帰り」「宿泊」の消費額単価を観光入込客数割合に応じ、平均したもの

【満足度「とても満足した」割合】

（出典：北海道観光機構「北海道来訪者満足度・観光産業経済効果調査事業報告書」）

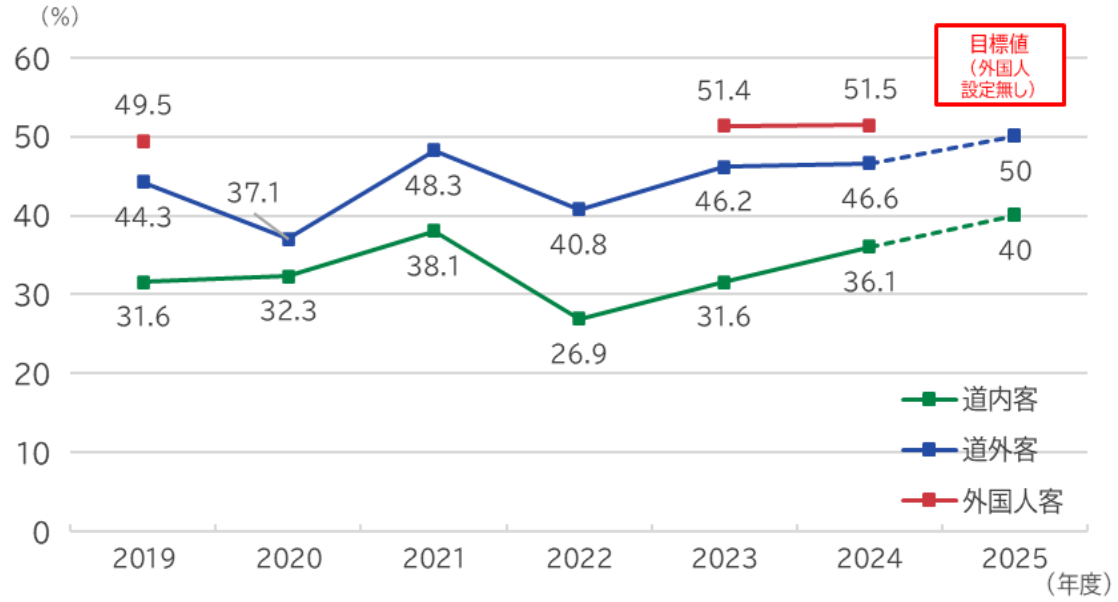

【項目別満足度「とても満足した」割合が多い上位10種】

（出典：北海道観光機構「北海道来訪者満足度・観光産業経済効果調査事業報告書」）

	道内客	道外客	外国人客
1位	景観	景観	接遇
2位	食事	食事	食事
3位	宿泊施設	お土産品	景観
4位	接遇	接遇	観光施設
5位	観光施設	観光施設	交通機関
6位	お土産品	宿泊施設	ｱｳﾄﾄﾞｱｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ
7位	温泉	温泉	宿泊施設
8位	交通機関	ｱｳﾄﾄﾞｱｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ	温泉
9位	Wi-Fi	交通機関	お土産品
10位	ｱｳﾄﾄﾞｱｱｸﾃｨﾋﾞﾃｨ	Wi-Fi	Wi-Fi

（5）来道輸送実績および幹線交通

2024（令和6）年度の北海道への来訪者の約88%が航空機を利用しており、そのうち、約81%が「新千歳空港・丘珠空港」を経由しています。

道内の移動手段については、道央圏は、札幌を中心にJRや都市間バスが主要な移動手段として機能しており、札幌・小樽間、札幌・旭川間などは鉄道網や都市間バスが整備され、観光客の移動が比較的円滑に行われている一方で、道北・道東地域では鉄道やバスの運行本数が限られており、また移動時間も長いことから、移動利便性の向上が必要です。

【来道者輸送実績（2024（令和6）年度）】（出典：北海道観光機構）

	航空機	フェリー	JR	合計
来道者数	1,257 万人	91万人	87万人	1,435 万人
割合	87.6%	6.3%	6.1%	100%

【空港別来道者数（2024（令和6）年度）】（出典：北海道観光機構）

空港	来道者数	構成比	道外定期路線
新千歳 丘珠	1,020.7 万人	81.2%	羽田・成田・関西など 26 路線 海外 15 カ所 ［丘珠：小牧、静岡、新潟など 6 路線］
地方空港	236.0 万人	18.8%	
函館	77.4 万人	6.2%	羽田・伊丹・中部・台北
旭川	57.3 万人	4.6%	羽田・成田・中部・伊丹・ソウル・台北
帯広	32.3 万人	2.6%	羽田・中部
釧路	28.8 万人	2.3%	羽田・中部・関西・伊丹
女満別	26.3 万人	2.1%	羽田・中部・関西・伊丹
稚内	5.8 万人	0.5%	羽田
中標津	4.1 万人	0.3%	羽田
紋別	4.0 万人	0.3%	羽田

【札幌を起点とした幹線交通の状況】(出典:北海道経済部調べ)

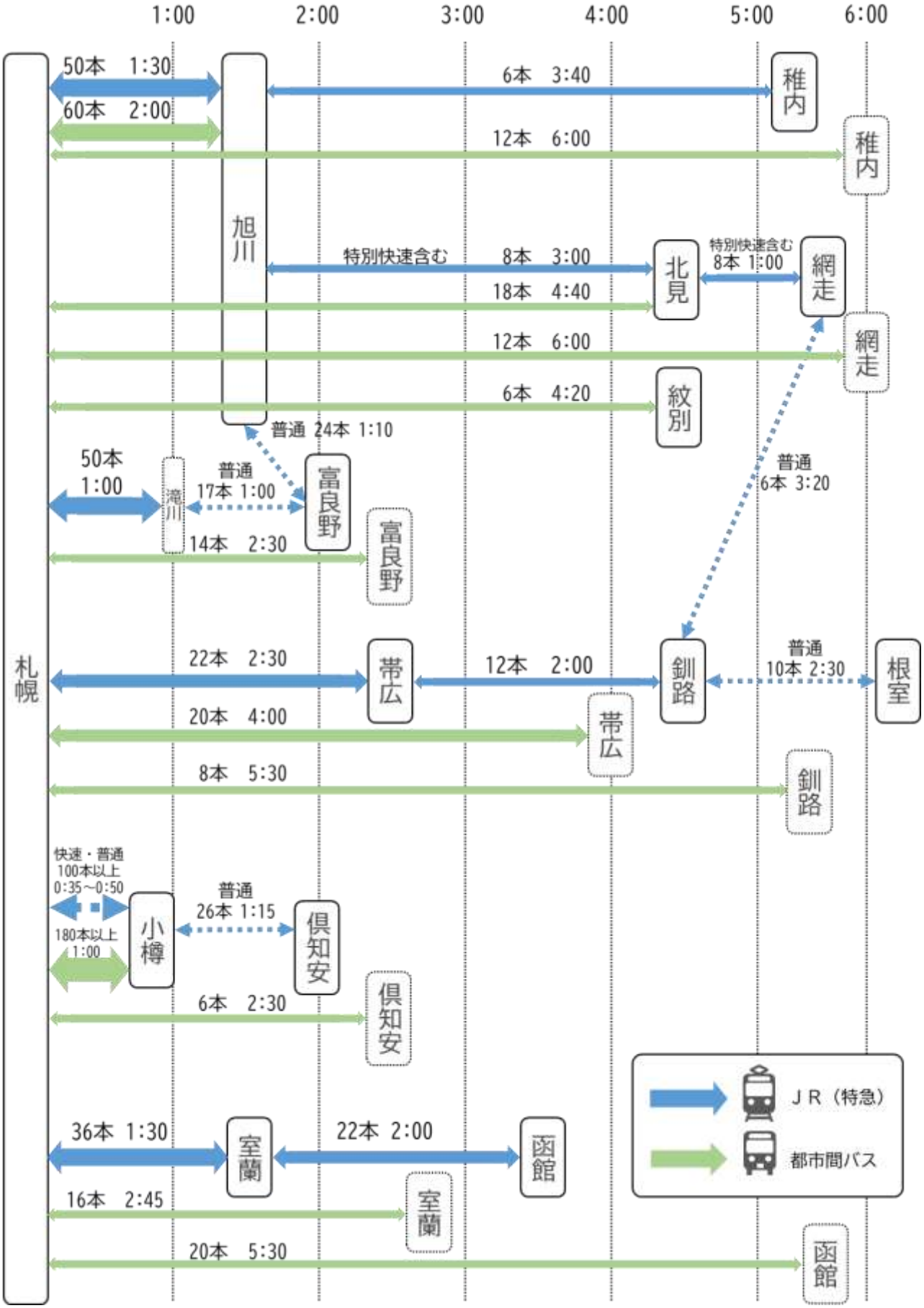

（6）顕在化している様々な課題

一部の地域では、インバウンドを中心とする観光客の急増などにより、公共交通機関における混雑の発生やレンタカーによる事故が増加、ごみの放置や騒音、私有地への立ち入りなどのルールやマナーの違反が顕在化してきています。

また、観光関連事業者の法令違反や山岳での遭難事案、ヒグマによる人身事故なども発生しており、観光客及び地域住民の安全・安心を確保することが、今後の観光振興に向けて喫緊の課題となっており、適切な対応策の検討・実施が必要です。

ア　観光地・公共交通機関などでの混雑、渋滞

観光ハイシーズンに観光地や公共交通機関の混雑が深刻化しています。

特にニセコや富良野・美瑛などのエリアでは、スキー場や人気スポットに向かう車の増加による渋滞や路上駐車が問題となり、地元住民の生活に支障をきたしているほか、一部の列車やバスも観光客で満員となり、沿線住民の乗車ができないといった問題も生じており、観光地の魅力が高まる一方で、交通インフラやマナーの課題が浮き彫りになっています。

イ　民家・農地・牧場や線路等への侵入

一部の地域では、観光客による私有地への無断侵入が問題化しています。

人気スポットやその周辺では、一般住宅の敷地内への侵入や農地に入り込み写真撮影をする人が後を絶たず、さらには線路内への侵入による人身事故も発生しており、地域住民の安全・安心な生活に深刻な影響を及ぼしています。

ウ　ルール・マナー違反

観光客増加に伴い、ルールやマナー違反が深刻化し、地域住民の生活や自然環境への影響が懸念されています。

美瑛町では農道での路上駐車が相次ぎ、農作業に影響を与えているほか、知床国立公園などでは、自然公園法の改正により国立公園等での野生動物への餌付けなどの行為が規制されていますが、ヒグマへの餌やり違反行為に加え、ゴミ捨ても確認されており、自然環境の保護や適正利用を損なう要因となっています。

こうした状況を受け、北海道や自治体は多言語での啓発やパトロール強化など対策を進めていますが、観光客一人ひとりの意識の醸成が必要です。

エ　バックカントリースキー、登山での遭難

北海道におけるバックカントリーや登山での遭難は近年増加傾向にあります。

特に冬山では、バックカントリースキーによる遭難が急増しており、2024年度の冬山シーズン（11月～3月末）の外国人遭難者は76人に上り、前年の約2．5倍となっており、ニセコエリアに加え富良野などでも人気が高まり、雪山知識や安全意識が不足し、十分な準備を行わない外国人観光客の増加が背景にあります。

また、夏登山においては、高齢者の遭難が多い傾向がみられ、主な原因は、事前の準備不足や体力低下などとされており、注意喚起、啓発が必要です。

オ　違法な観光関連事業

観光需要の高まりに伴い、違法な観光関連事業が問題となっています。

外国人観光客向けに無許可で運行される、いわゆる「白タク」が摘発される事例が報告されているほか、ニセコエリアや富良野市などでは、届出を受けていない、営業日数制限の超過など違法民泊と疑われる報告事案が出てきています。

また、法令上の手順・手続きを踏まない無断開発も発生しており、行政による調査・指導など厳格に対応していくことが求められています。

3　第5期計画の目標達成状況

指標項目			目標値（2025）	現状値(2024)	進捗率
観光入込客数(実人数)		道内客	4,880 万人	4,154 万人	85%
		道外客	700 万人	527万人	75%
		外国人	244 万人	283 万人	116%
観光入込客数(実人数)のうち道内客の宿泊者数			1,074 万人	790万人	73%
道央圏以外の宿泊客延数			1,540 万人泊	1,548万人泊	101%
宿泊客延数のうち国内客（道内客・道外客）			3,500 万人泊	3,153 万人泊	90%
繁忙（８月）・閑散（４月）期の宿泊延数比率			60%	48.8%	81%
地方空港利用来道率(新千歳・丘珠以外)			22%	18.8%	85%
来道客満足度調査（アンケート結果）	観光消費額単価	道内客	15,000 円	11,885 円	79%
		道外客	79,000 円	94,390 円	119%
		外国人	210,000 円	171,954 円	82%
	観光消費額単価のうち、コト消費*の割合	道内客	10%	4.5%	45%
		道外客	10%	5.8%	58%
	リピーター数(２回以上の来訪)	道外客	570 万人	432 万人	76%
	長期滞在者数(５泊以上)	道外客	112 万人	142 万人	126%
	満足度「とても満足」回答割合	道内客	40%	36.1%	90%
		道外客	50%	46.6%	93%
北海道アウトドアガイドの資格保持者数			550 人以上	614 人	112%
北海道ＡＴガイドの資格保持者数			100 人	61 人	61%

現在値・進捗率　目標達成：青字、目標の 80%未満：赤字

4 北海道観光の課題と対応方向

本道の観光は、地域偏在・季節偏在といった構造的な課題に加え、慢性的な人手不足、交通の利便性、過度な混雑やマナー違反等の諸課題への対応、自然災害や様々なグローバル・リスクなどに直面しており、課題の解決に向け、これまでの取組に加え新たに導入する宿泊税も活用し、裾野が広く地域経済を支える観光関連産業の持続的な発展に向け、取り組んでいくことが必要です。

構造的な課題	直面している課題
地域偏在 宿泊客の道央圏への集中が拡大 ⇒道東や道北エリアへの送客増 **季節偏在** 第2四半期（夏季）、第4四半期（冬季）に集中 ⇒第1四半期、第3四半期の底上げ	**慢性的な人手不足** 宿泊業、DMO、専門人材、ガイドなど **交通の利便性の向上** 地方空港来道20％弱、2次交通など **顕在化している諸課題への対応** 過度な混雑、ルール・マナー違反など **危機対応** 巨大地震、感染症、国際金融・紛争など

・これまでの取組に加えて、新たに導入する宿泊税も活用し、「構造的」「直面する」課題に対応・解決
・地域経済を支える観光関連産業の持続的な発展

5 宿泊税の導入

（1）目的

コロナ禍における移動制限や観光需要の急減などにより、北海道の観光サービスの供給力や地域構造の脆弱性が顕在化する中、「観光の高付加価値化」、「観光サービス・観光インフラの充実・強化」、「危機対応力の強化」といった行政需要（政策目的）に対応し、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課すこととします。

（2）北海道宿泊税条例の概要

課税の根拠	地方税法第4条第6項（目的税）
納税義務者	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
特別徴収義務者	宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
課税免除	・学校教育法第1条に規定する学校（大学除）の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加する者及び引率者

	・認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者
税率	2万円未満：100円 2万円以上5万円未満：200円 5万円以上：500円 ※宿泊者1人1泊 ※宿泊料金の区分に応じ特別徴収義務者が徴収
施行後の検討	施行後5年ごとに、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる

（3）宿泊税を充当する施策

宿泊税を充当する施策については、目的税の性質を鑑み、透明性のある議論を確保するため、納税者である宿泊者の意向やニーズを把握し、市町村や観光関連事業者等との意見交換を行う仕組みを活用しながら、道内観光に関する地域の実情や課題を踏まえ、次の「宿泊税充当の原則的なルール」と照らし合わせ、道において施策を検討します。

＜宿泊税充当の原則的なルール＞

① 政策目的と整合的な施策

② 旅行者（宿泊者）の受益という点で関連性が整理できる施策

③ 広域自治体の役割として整理できる施策

（4）導入時期

2026（令和8）年4月

第3　北海道観光のめざす姿と施策展開の方向性

1　計画のめざす姿

（1）めざす姿を掲げる考え方

本道において観光は、裾野が広く地域経済を支えるリーディング産業のひとつとして位置づけられ、明瞭な四季と豊かで美しい自然、高品質な食などが北海道ブランドとして評価され、これまで国内外から多くの観光客に訪問いただいており、特にインバウンドによる観光消費の拡大は、本道産業の成長に寄与するものとして期待されています。

このような中、現在、長期にわたるコロナ禍を経て、インバウンドをはじめ回復基調にあるものの、本道全体では、観光事業者の経営は依然として厳しい状況にあります。加えて、観光客の地域偏在や季節偏在といった構造的な課題のほか、観光産業を支える人材不足、一部地域でみられる過度な混雑や法令やルール・マナー違反といった問題が顕在化しています。

本道をはじめ国内の人口減少・少子高齢化の急速な進行が続き、観光を取り巻く国内外の情勢が目まぐるしく変化し、様々なグローバル・リスクが顕在化している状況下で、こうした課題に対応・解決し、観光関連産業が持続的に発展していくためには、安全・安心の確保はもとより、それぞれの地域や季節の特性を最大限に発揮した道外客やインバウンド需要の取り込みが重要です。

さらには、道民の皆様にはこれまでも北海道観光を支えていただいており、地域への愛着や誇りを醸成しつつ、一層の道内旅行を促進するとともに、旅行者、観光業従事者、地域住民それぞれの満足度の向上と相互の理解を深めていくことが、鍵となります。

こうした考え方に立ち、この計画では、道民をはじめとする全ての関係者がともに力を合わせ、北海道が有する世界に誇る多彩な価値を活かし、観光が全道各地域の幅広い産業の成長を牽引することにより、北海道の飛躍につなげるとともに、日本そしてアジアを代表する特別な観光地として世界から選ばれる「観光立国北海道」の実現をめざします。

（2）めざす姿

道民に愛され世界から選ばれる「観光立国北海道」

2 施策展開の方向性

計画の「めざす姿」の実現及び基本目標の達成に向け、以下の「観光コンテンツ」「観光サービス基盤」「観光インフラ」「安全・安心と共生」「誘客活動と情報発信」の5つを柱とする施策体系の下で、それぞれの施策を総動員し、有機的に連携しながら、推進していきます。

【施策体系】

- (1)観光コンテンツ
  - ① 観光マーケティングの強化
  - ② 高付加価値化の追求
- (2)観光サービス基盤
  - ① DXの推進
  - ② 受入環境の整備
- (3)観光インフラ
  - ① 人材の育成・確保
  - ② 移動利便性の向上
  - ③ 新たな観光客の取込方策の検討
- (4)安全・安心と共生
  - ① 災害時の体制整備
  - ② 危機対応力の強化
  - ③ 顕在化している諸課題への対応
- (5)誘客活動と情報発信
  - ① 戦略的なプロモーション
  - ② 効果的な情報発信

基本目標

地域偏在や季節偏在といった構造的な課題への対応・解決と北海道観光の潜在力の発揮

旅行者、観光業従事者、地域住民それぞれの満足度向上と相互の理解

めざす姿
道民に愛され世界から選ばれる「観光立国北海道」

観光を通じた消費額の拡大による地域経済を支える観光関連産業の持続的な発展

（1） 観光コンテンツ

① 観光マーケティングの強化

近年、旅行形態は団体旅行から個人旅行へと大きくシフトし、旅行者のニーズも多様化・個別化が進んでおり、こうした変化に対応するためには、移動履歴や決済情報、宿泊予約・実績などの観光客の移動や消費動向に関するデータを活用した観光戦略が必要です。

このため、北海道全体のデータ分析・解析の体制を整備するとともに、自治体やDMO が行う、地域ごとの観光戦略策定などの取組を支援します。

【方向性】
・データ等を活用した観光客の動態や消費の動向等の収集・分析と観光戦略づくり
・全道とともに地域ごとの状況把握につながる満足度調査や消費動向調査の充実
・地域における観光戦略策定と評価の仕組み構築に対する支援

② 高付加価値化の追求

ア　コンテンツの磨き上げ

○ 自然

北海道には、世界自然遺産である知床や、大雪山国立公園、阿寒摩周国立公園など、世界に誇る豊かな自然環境が数多く存在しており、これらの優れた自然資源を次世代へ継承していかなければなりません。

このため、自然の価値を損なうことなく、訪れる人々が快適かつ安全に楽しめるよう、環境の保全と利用を両立させながら取組を進めていきます。

【方向性】
・国立・国定・道立公園など優れた自然環境の保全及び適正利用
・遊歩道、登山道、トイレ、案内標識など公園等の施設整備

○ 食

新鮮で豊富な水産物、広大で美しい大地で育まれた農産物、道産のワインや日本酒、道産小麦を使用したパンやスイーツなど、北海道の食材を活かした商品は、品質の高さと産地特性が評価され、本道観光の中心的な価値となっています。

このため、道産品の魅力を広く発信するとともに、食を通じた体験型観光の展開など、食の魅力と観光を一層強く結びつけることで、地域の観光消費の拡大とブランドの向上を図っていきます。

【方向性】
・ワインや日本酒などの生産者との交流や地元食材と組み合わせた観光プログラムの造成
・旬の食材を活かした産地で味わう料理や特産品の普及促進とブランド化の推進
・道内外の食のイベントなどと連携した食と観光情報を組み合わせた発信の強化

○ 歴史・文化・暮らし

北海道には、アイヌ文化や世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」、国宝「北海道白滝遺跡群出土品」をはじめ、歴史・文化や暮らしに根ざした多様で魅力的な地域資源が数多く存在し、これらは、本道ならではの観光の価値を高める重要な要素となっています。

このため、こうした資源を活用した体験型コンテンツの開発や国内外の旅行者への情報発信などに取り組みます。

【方向性】

・アイヌ文化の発信拠点であるウポポイなど関連施設を活用した観光振興
・世界文化遺産をはじめ国宝、重要文化財、日本遺産、北海道遺産、ジオパーク、温泉、恐竜・化石などの観光への活用
・各地域の歴史・風土に根付いた祭り、暮らしを体感する機会の創出

イ　多様なツーリズムの展開

北海道には、雄大で美しい自然や豊かな食を育む農山漁村が各地に広がっており、様々な旅行者ニーズと結びつくことによる新たな旅行スタイルの創出が期待されています。

このため、「アウトドア」「サイクリング」「食」「農山漁村」「ケア」「鉄道」などをテーマとする多様なツーリズムを展開していきます。

【方向性】

・アウトドア活動の受入体制の整備
・沿道景観を活かしたドライブ・サイクルルートの整備促進や道の駅・休憩施設との連携による観光案内の充実
・各地の多様な食文化やそのストーリーの魅力に触れる「ガストロノミーツーリズム」の推進
・農作業や収穫体験など体験プログラムの充実、農林漁業者や観光事業者など多様な主体が連携し、地域ぐるみで受け入れる「農村ツーリズム」の推進
・高齢者や障がいのある方、療養中の方などが安心して旅行を楽しめる、地域と連携した体験型プログラムや癒しの空間づくり
・医療・介護分野との連携による安心感のある滞在環境づくりなど医療・福祉分野と観光を組み合わせたツーリズムの推進
・鉄道旅の魅力や価値を活かした広域周遊の推進

ウ　アドベンチャートラベルの推進

多様なツーリズムの展開の中でもアクティビティと自然、異文化体験を組み合わせた観光形態である「アドベンチャートラベル」は、顧客の滞在日数が長く、観光消費額も高いことから、北海道における観光の高付加価値化の柱として期待されています。

このため、北海道ならではの体験価値の発信や、地域や観光事業者、アウトドア事業者などと連携し、国際的にも評価されるガイド人材の育成や受入体制の整備、旅行商品の磨き上げなどの取組を進めます。

【方向性】
・野外救急やサステナビリティに関する国際資格の取得の奨励などを通じた国際的にも評価されるガイド人材育成・確保
・外国語対応を含む受入体制の整備や地域の産業等との連携による多様なコンテンツの造成や磨き上げ

エ　広域滞在エリアの形成

観光客の長期滞在を促進するとともに、本道観光の課題である地域偏在や季節偏在を解消するためには、全道各地域が持つ季節毎の自然や食、歴史・文化・暮らしなどの観光資源を活かすとともに、地域間が連携し相乗効果を高めながら取組を進めていくことが重要です。

そのため、振興局区域に捕らわれない地域間の連携のもとで広域の滞在エリアを形成しながら、それらを相互につなぐ周遊ルートを整備するなどにより、国内外の観光客が快適に滞在・移動できる環境づくりを進めていきます。

【方向性】
・鉄道、バス、離島フェリーなど様々な移動手段を組み合わせた地域や季節の潜在力を活かした広域の滞在エリアの形成
・地方空港を活用した複数の広域滞在エリアをつなぐ周遊ルートの整備

（２）　観光サービス基盤

①　ＤＸの推進

北海道は、全国よりも速いペースで進んでいる少子高齢化の進行などにより、特に、地方の観光産業において人材確保が困難となっており、こうした課題に対応するためには、ＤＸによる省力化等の推進が必要です。

このため、地域の観光事業者等がＤＸを活用しやすい環境整備や支援体制を構築し、観光産業における省力化による生産性と顧客満足度の向上の両立を図っていきます。

【方向性】
・自動チェックイン機、ＡＩによる案内や保守点検、翻訳機の導入など宿泊施設や観光施設等におけるＤＸの推進

②　受入環境の整備

ア　ユニバーサル対応

誰もが安心して旅行を楽しめる環境づくりは、観光の質を高める重要な要素となっています。

このため、外国人観光客、高齢者や障がいのある方々、乳幼児連れの旅行者などが快適に滞在・移動できる環境づくりを進めるとともに、サポートを担う人材の育成や観光事業者への意識啓発を通じて「心のバリアフリー」の浸透を図り、誰もが快適に旅を楽しめる北海道の実現に向け観光地づくりを進めます。

【方向性】
・利用者目線の情報案内表示の充実、バリアフリー観光相談窓口の設置
・ベジタリアン・ヴィーガン、ムスリムの方など多様な食習慣、宗教的慣習等を持つ旅行者への対応環境の整備促進
・交通機関や観光・宿泊・飲食施設など観光関連施設のバリアフリー化の促進
・高齢者や障がいのある方々などのサポート体制の充実
・バリアフリー観光の機運を高めるための啓発活動

イ　快適な観光地づくり

観光客の長期滞在を促進するためには、宿泊施設や観光関連施設の機能強化など旅行者が利用しやすく、ストレスなく過ごせる受入環境の整備が重要となります。

このため、宿泊施設等の機能強化に対する支援や身軽に観光を楽しめる環境づくりなど、国内外の旅行者が快適に滞在できる観光地づくりを進めます。

【方向性】
・観光案内機能の充実や観光客の混雑動向を踏まえた環境整備
・携帯電波の不感地帯解消に向けた整備やWi-Fi等のネット環境などの通信環境の整備促進への働きかけ
・住民・観光事業者・来訪者が協働する観光地の美化
・空港や主要駅、宿泊施設などでの荷物預かり・配送サービスの充実による手ブラ観光の促進
・環境負荷の低減、地域資源の保全などサステナブルツーリズムの促進

（３）観光インフラ

①　人材の育成・確保

ア　基幹的な観光人材の育成・確保

観光産業の持続的な発展に向けては、経営や事業戦略、マーケティングなどの専門知識を持つ人材や現場を支える人材の育成・確保が必要です。

このため、観光地経営を担う人材の強化に加え、宿泊・飲食・交通やローカルガイドなどの人材の安定的な確保に向けた取組を進めます。

【方向性】
・高度な専門知識を有する「データ活用人材」の確保
・観光地経営を担う人材や現場を支える人材の安定的な確保
・自身の成長を実感し魅力あるサービスが提供できるよう研修や支援制度の充実
・若者やＵＩＪターン希望者に向けた就業機会の創出
・労働条件向上に向けた取組の促進や観光業の魅力発信を通じた地域に根ざした人材の定着

イ　将来の観光を担う人材の養成

北海道観光を持続的に発展させていくためには、道民一人ひとりが地域の魅力に

誇りを持ち、観光を自分ごととして捉える機運の醸成が必要です。
　このため、こうした機運を高めるとともに、将来の観光を担う人材の育成のため、若者が実践的な経験を通じて地域への理解と関心を深められる環境を整備するとともに、幅広い世代の方々が観光の価値を身近に感じられる機会を創出するなどの取組を進めます。

【方向性】
・観光関連産業や地域資源に触れるインターンシップの機会の提供
・北海道の自然や文化、観光産業等についての教育活動に係る外部人材の活用や体験活動など小中学生等に対する「観光教育」の推進
・地域学習を通じた道民の「シビックプライド」の醸成

② 移動利便性の向上

ア　空港機能の強化と航空ネットワークの充実・強化

　広大な北海道の移動利便性向上と国際競争力強化のためには、空港機能を強化していくことが重要です。
　このため、空港インフラの整備やＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫）手続きの円滑化など国内外の旅行者がストレスなく空港を利用できるよう受入環境の整備を働きかけるとともに、国内・道内路線の充実・強化に向けて、路線誘致施策と観光振興施策が連動し、広域周遊を促進していきます。

【方向性】
・自動化ゲートの導入、情報提供の多言語化など空港インフラのデジタル化の推進やＣＩＱ手続きの円滑化の働きかけなど受入環境整備の促進
・地域の観光資源と連携した航空路線の誘致
・空港と観光地を結ぶアクセスの強化と空港を拠点とした広域周遊の促進

イ　鉄道など広域移動と二次交通の確保・充実

　地域偏在を解消し、北海道全体の観光振興を図っていくためには、鉄道やバスなどの都市間輸送とともに、宿泊施設や観光地をつなぐ二次交通の確保・充実が必要です。
　このため、移動の快適性、駅や車両の環境の向上とともに、地域の魅力を活かした二次交通の充実など、観光地へのアクセス向上を促進していきます。

【方向性】
・沿線地域と連携したオール北海道による鉄道の利用促進
・中長距離列車などの車内環境向上に向けた取組の促進
・空港や鉄道駅などの交通拠点や宿泊施設・観光地をつなぐ観光バスの運行など二次交通の充実

ウ　交通機関のシームレス化

　広大な北海道においては、移動にあたり様々な交通機関を利用する機会が多く、旅行者の利便性を高めて周遊観光を促進するためには、目的地へのアクセス情報の

提供をはじめ、接続性を高め、旅行者のストレスを軽減することが重要です。
　このため、旅行者が交通機関を利用して目的地までスムーズに移動できる仕組みを整え、北海道全体の観光回遊性を高めていきます。

【方向性】
・本道の公共交通等に関するモビリティデータと観光情報などを統合したプラットフォームの構築
・キャッシュレス決済の導入など公共交通の乗り継ぎ利便性の向上や関係者間の連携・協働による地域ＭａａＳ等シームレス交通の全道展開
・広域的な地域公共交通計画に基づく交通の最適化・利便性向上や利用促進
・持続的な地域交通の確保に向けた新たな地域交通支援制度の検討

③ **新たな観光客の取込方策の検討**

　統合型リゾートいわゆるＩＲは、民間投資や交流人口の増加、観光消費の拡大など、北海道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトですが、初めての国による整備計画の認定のほか、コロナ禍を経て、インバウンドや国際会議の需要が拡大するなど、ＩＲを取り巻く環境は大きく変化しています。
　このため、こうした変化なども踏まえながら、施設の機能や規模とその効果、ギャンブル等依存症など懸念される事項への対策の方向性を示した北海道らしいＩＲコンセプトの構築に向け必要な検討を進めていきます。

【方向性】
・「北海道らしいＩＲコンセプト」の構築に向けた検討の推進

（４） 安全・安心と共生

① **災害時の体制整備**

　観光客が安心して北海道を訪れ、滞在できる環境を整えるためには、安全対策の充実が必要です。
　このため、災害・気象情報を多言語で発信する体制の整備や外国人観光客が安心して医療サービスを受けるための取組みなどを通じて、観光客の安全確保と信頼の向上を図り、観光地としての魅力と安心感を高めていきます。

【方向性】
・多言語で迅速かつ正確に情報を発信する体制の整備
・外国語対応可能な医療機関や救急体制の充実
・観光地や宿泊施設における緊急時の対応マニュアルの整備やスタッフへの教育

② **危機対応力の強化**

　自然災害や感染症など突発的な事象が発生した際には、被害が限定的であっても風評被害や観光需要の減退などが宿泊施設のみならず飲食や交通、ガイドなど幅広い業種に影響が道内全域に及ぶことが懸念されます。

このため、こうした状況に迅速かつ機動的に対応するなど、北海道全体の観光のレジリエンスを強化していきます。

【方向性】
・被害や影響に係る正確な情報発信など風評被害対策の迅速な実施
・観光地への訪問意欲の喚起策の機動的な実施

③ **顕在化している諸課題への対応**

近年、一部の地域では、インバウンドを中心とする観光客の急増などにより、混雑が発生しているほか、観光客によるルール・マナー違反などによる自然環境や地域住民の生活への影響が懸念されています。

このため、観光客の来訪をめぐる様々な状況の把握・共有を基に、季節や時間帯、訪問先の分散を促すとともに、ルール・マナーについて多言語による啓発を進め、北海道観光の価値や道民の暮らしなどを理解していただきながら、北海道観光の質と持続性を高めていきます。

【方向性】
・混雑分散を目的とした観光資源の多様化と混雑状況などの情報発信
・観光地のみならず旅行前や空港や交通機関などでのルール・マナーについての多言語による啓発
・アウトドア活動などに係る十分な装備や事前準備の重要性、天候・地形・危険箇所などの情報提供の強化やガイド体制の整備
・白タク・違法民泊などの取締・是正による観光産業の健全性の確保

（５）誘客活動と情報発信

① **戦略的プロモーション**

ア　外国人客

北海道を訪れる外国人客の８割以上はアジア諸国・地域からとなっています。また、欧米豪などの地域は１割ほどですが、滞在日数や消費額が比較的高く、本道観光の高付加価値化を進める上で重要な市場となっています。

このため、多様な国・地域に対する誘客活動を基本に、市場特性や旅行嗜好、就航している定期航空路線の状況、さらには、経済成長の動向などを総合的に分析し、ターゲットを明確に絞り込んだプロモーションを展開します。

【方向性】
＜東アジア＞
・四季を通じた地域の多様な魅力を活かしたリピーター獲得に向けた誘客活動の展開と地方空港や鉄道など交通事業者と連携した全道各地への送客促進
＜東南アジア＞
・四季の変化といった北海道ならではの魅力発信の強化など経済成長に合わせた新規来訪者の獲得や本道への直行便の運行と併せた誘客活動の展開

＜欧米豪＞
・アドベンチャートラベルをはじめ自然･食・文化など北海道の特性を活かした長期滞在及び周遊観光の促進
＜その他の国＞
・インドなど新規成長市場への北海道ブランドの認知度拡大による需要の創出

イ　道外客

少子高齢化に伴う人口減少が加速する北海道において、地域の活力を維持・向上させるためには、海外だけではなく、日本各地からの誘客も重要です。

このため、北海道はすでに観光地として一定の知名度を有していますが、まだ知られていない全道各地の自然景観や、食、文化なども多く存在しており、これらの魅力や高付加価値化された観光商品を効果的に発信し、道外客の誘客を図っていきます。

【方向性】
・世代や多種多様な趣向などニーズに対応した観光コンテンツを活かした誘客活動の展開

ウ　道内客

北海道の観光入込客数のうち、約８割以上を道内からの旅行者が占めており、本道の観光産業にとって重要な支えとなっています、今後も安定的な観光需要の確保や地域経済の活性化を図るためには、道民が、道内での旅行を楽しむ機会をさらに増やしていくことが重要です。

このため、身近な北海道の魅力をよく知る道民に、様々な地域へ訪れていただけるよう、四季折々の全道各地のそれぞれの魅力をお伝えする情報発信などの取組を進めていきます。

【方向性】
・全道各地域ごとの特色を活かし、交通・宿泊・観光施設などの観光事業者と連携した観光コンテンツの充実による旅行意欲の喚起や旅行機会の創出

エ　旅行形態に応じた取組

観光客の属性に加え、教育旅行やＭＩＣＥなど特定の旅行形態に対する誘致は、更なる旅行者の来訪や季節偏在の解消にも資するものとして期待されています。

このため、関係者への効果的なアプローチや受入環境の整備など関係自治体や団体と連携し、北海道の優位性を活かした戦略的な誘致活動を展開していきます。

【方向性】
・教育旅行、ＭＩＣＥ、スポーツ合宿・大会、ｅ-スポーツ、クルーズ船、ラグジュアリー層の誘致

② **効果的な情報発信**

北海道観光の誘客活動を効果的に進めるためには、ターゲット層のニーズに即した情報発信が必要です。

このため、地域住民や観光事業者との連携を強化し、現地発のリアルな情報を発信するとともに、多言語対応やアクセシビリティの向上により、幅広い層への情報到達を図り、来訪意欲の喚起と観光需要の拡大につなげていきます。

【方向性】

・ＳＮＳや動画配信などのデジタルメディアを活用した季節ごとの魅力や地域ならではの体験を、ターゲット層に応じた発信
・ＡＩフレンドリーへの対応に伴うアクセシビリティの向上
・映画や漫画などのロケ地や舞台となったスポットやその周辺の観光地の魅力発信

3 目標指標

(1) KGI(重要目標達成指標)

計画の「めざす姿」の実現に向けた、達成状況を評価するための基本目標として、地域経済を支える観光関連産業の持続的な発展に向けた観光消費額の拡大、四季を通じた全道各地の潜在力の発揮による地域偏在や季節偏在といった本道観光の構造的な課題解消、旅行者、観光業従事者、地域住民それぞれの満足度向上と相互の理解について、KGIを設定します。

指標項目	算出方法など	現状値 (2024 年度)	目標値 (2030 年度)
観光消費額 (*)	1人当たりの 観光消費額単価× 観光入込客数 (実人数)	15,031 億円	27,000 億円
うち 道内客		4,852 億円	9,440 億円
うち 道外客		4,959 億円	7,200 億円
うち 外国人客		4,866 億円	10,000 億円

(*)観光消費額の内訳		現状値(2024 年度)		目標値(2030 年度)	
		観光消費額単価	観光入込客数	観光消費額単価	観光入込客数
道内客	日帰り	6,361 円	3,364 万人	12,000 円	3, 700万人
	宿泊	34,331 円	790 万人	50,000 円	1, 000 万人
道外客	宿泊	96,114 円	516 万人	120, 000円	600 万人
外国人客		171,954 円	283 万人	250, 000円	400 万人

観光消費額は、道内客(日帰り・宿泊)、道外客(宿泊)、外国人客の「観光消費額単価×入込客数(実人数)」に、「道外客(日帰り)の消費額」と「道外旅行をする道内客の道内での消費額」を加えて算出。

指標項目	算出方法など	現状値 (2024 年度)	目標値 (2030 年度)
宿泊客延数(全体)	国内客(道内・道外) ＋外国人客	4,045 万人泊	5, 400 万人泊
うち エリア毎の 宿泊客延数	道北	461 万人泊	道北＋道東 1,460 万人泊
	道東	553 万人泊	
うち 四半期毎の 宿泊客延数	第１四半期	825 万人泊	それぞれ 1, 000 万人泊以上
	第３四半期	959 万人泊	

指標項目	算出方法など		現状値 （2024 年度）	目標値 （2030 年度）
旅行者の満足度	「とても満足」の回答割合	道内客	34.4　％	60　％
		道外客	45.4　％	60　％
		外国人客	51.5　％	60　％
観光業従事者の満足度	観光業界での継続就労意向「とてもそう思う」、「そう思う」の割合		－　％	70　％
住民の観光に対する受け止め	ランク A（とても満足）、ランク B（満足）の割合	居住地満足度	73.2　％	80　％
		社会的満足度	33.0　％	80　％
		経済的満足度	52.2　％	80　％

（2）KPI（重要業績評価指標）

KGI（重要目標達成指標）を達成するための進捗を測る指標として、旅行者による様々な項目の満足度による評価、アウトドア等のガイドの充足、地方空港の活用、クルーズ船の寄港、国際会議等の開催などの状況について、KPIを設定します。

指標項目		算出方法など		現状値（2024 年度）	目標値（2030 年度）
旅行者の満足度					
	アウトドアアクティビティ	「とても満足」の回答割合	道内客	12.1 %	20 %
			道外客	26.0 %	30 %
			外国人客	44.5 %	50 %
	食事	「とても満足」の回答割合	道内客	30.8 %	40 %
			道外客	44.1 %	50 %
			外国人客	52.3 %	60 %
	交通機関	「とても満足」の回答割合	道内客	13.7 %	20 %
			道外客	25.7 %	30 %
			外国人客	44.8 %	50 %
アウトドアガイド数		資格保持者数		614 人	800 人
ATガイド数		資格保持者数		61 人	200 人
道内空港の利用者数		道内空港合計（国内、国際線）		3,121 万人	検討中 万人
地方空港利用来道率		新千歳・丘珠空港以外		18.8 %	20.0 %
北海道新幹線の利用者数		北海道新幹線を活用し、来道する人の数		173 万人	現状値より増加
クルーズ船の寄港回数		道内の港にクルーズ船が寄港した回数		131 件	200 件
国際会議等の開催件数		道内で開催された国際会議の開催件数		48 件	150 件

第4　計画の推進

1　関係者の行動指針と役割

この計画の「めざす姿」の実現及び目標の達成に向けて、北海道観光のくにづくり条例で定められている基本理念及び役割に基づき、道民、観光関連事業者・団体等の行動指針及び役割を次のとおり設定しました。

(1)道民

・ 身近な北海道の魅力を再確認し、すべての道民が、自らが楽しむ道内観光を通じて観光産業を応援するとともに、それぞれの目線で、本道の魅力を国内外に向けて広く発信します。
・ 道民はもとより、道外、海外を問わず全ての観光客とのふれあい交流、訪問を歓待するなどの「おもてなし」とともに、地域の自然、歴史、生活・文化などを守り育て、それらと共生する観光の振興に努めます。

(2)観光関連事業者・団体

ア　観光関連事業者

・ 宿泊、飲食、交通、ガイドといった観光関連事業者は、北海道観光の持続的な発展に向けた、地域との共存に努めます。
・ 質の高いサービスの提供や交通ネットワークの利便性向上など観光ニーズの多様化へ配慮します。
・ 農林水産業や食関連産業など、本道の優位性のある産業との連携を行い、観光消費を通じた地域経済の活性化を図ります。

イ　観光関連団体

・ 観光振興の主体として、受入体制の充実に向け、地域における観光戦略の策定や地域の資源を生かした多様な観光商品づくり、観光客の誘致、観光情報の発信、ホスピタリティの向上、人材育成などに取り組みます。
・ 地域における様々な産業の参画や連携・協力が円滑に進むよう、調整に努めます。

ウ　北海道観光機構

・ 北海道全体の観光振興を担う広域連携DMOとして、観光庁のガイドラインに沿った運営を進めるほか、保有するノウハウやネットワークを最大限活用した、マーケティングやブランディング、人材育成確保、誘客活動や情報発信など中長期的かつ全道的な観点から展開する事業など、市町村や地域のDMO、観光関連事業者など単独では実施することが難しい事業や、効率的かつ効果的な観点から機構が実施することが望ましい事業を実施します。

（3）行政機関

- 観光関係団体や観光事業者等の取組を支援するとともに、観光振興に資する調査データや地域で生じている様々な課題などを収集・分析し、関係者間で課題を共有し必要な対応を検討します。
- 観光に加え、環境、まちづくり、文化・教育をはじめとした様々な関係者が一体となった取組を促進するとともに、事業者や関係団体との連携調整に努めます。
- 地域の資源や特性からテーマ性を見いだし、各地域の戦略的なプランのもとに観光地づくりや誘客促進などの取組を進めます。

（4）教育機関

- 観光関連団体等と連携し、本道の観光振興に求められる人材の育成に努めます。
- 観光に関する研究やその成果を社会に還元するなど、観光の振興につなげます。
- 将来の観光人材の育成に向け、地域の自然環境や食、歴史や文化など、地域の魅力、さらには、地域における観光産業が果たす役割などについての啓発を行います。

2 計画の推進体制

この計画を着実に推進していくため、市町村、国などの行政機関や北海道観光機構をはじめ、観光関連事業者や観光関連団体、さらには教育機関など、道民も含めた観光に携わるすべての人がそれぞれの役割を認識し、連携・協働した取組を推進します。

道では、各振興局に設置する「地域推進本部」において、地域における課題や実情などを把握していくことを基に、振興局を含めた全庁横断的な「推進本部」により、各部局・振興局が関係者と連携しながら施策を推進し、実効性を確保します。

3 計画の推進管理

計画のめざす姿の実現や目標の達成に向けた施策の推進状況については、毎年度、「地域推進本部」において、観光客の動態を踏まえ振興局間で連携しながら、地域における取組状況や目標指標の現状、課題などを整理し関係者間で共有の上、「推進本部」において、全道的な観点から、宿泊税の活用も含む計画全体の施策の推進状況と対応方向をとりまとめ、北海道観光審議会の意見を伺いながら、点検・評価を実施し、公表するとともに、計画の進捗状況や情勢の変化なども踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第5 付属資料

1 北海道観光のくにづくり条例
（平成13年10月19日 条例第56号）

今、私たちは、自然との共生という考え方、心のゆとりや潤いを求める意識の変化や生活様式の多様性を背景に、互いに支え合い、尊重し合いながら、精神的な豊かさを大切に生きていく時代を迎えている。

観光は、日常生活を離れ、異なる文化や価値観の交流を通して、人々が相互の理解を深め、訪れる人は安らぎや明日への活力を得、迎える人は地域のすばらしさに目覚め、新たな魅力づくりに努める営みであり、心豊かなゆとりある生活を求める私たちにとって、生活の大切な一部となっているとともに、地域にとっても、地域を訪れる人々との交流を通じて経済の活性化につながっているものである。

四季を彩る雄大な自然、新鮮な山海の恵み、人々の暮らしとともに形成された景観やおおらかな気風が漂う、恵み豊かな北の大地は、人々の心を潤し、活力や感動を与えてくれる憧(あこが)れの地として、国内外から高い評価を得るようになった。

こうした優位性や地域の個性を生かしつつ、北海道を誰もが安心して快適に滞在することができる国際的にも通用する観光地とするよう取り組み、観光にかかわる産業を北海道経済のリーディング産業とすることは、自主的かつ自律的な北海道の形成につながるものである。

先人から受け継いだ北海道の豊かで優れた環境を大切に守りながら、道民のみならず、北海道を訪れるすべての人がその豊かさを享受できるように観光の振興に努めることは、私たちの重要な役割であり、それぞれの地域が観光の意義と可能性を認識し、地域を愛するすべての者が協働し、知恵を出し合いながら観光のくにづくりを進めていくことが必要である。

このような考え方に立って、道民の総意として観光の振興に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条

この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及び北海道経済の発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条

観光の振興は、道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働し、次に掲げる事項を基本として、道民及び観光客が共に楽しめる地域の特性を生かした個性豊かな観光地を形成するとともに、観光にかかわる産業を地域経済を牽引する産業とすること

を旨として、推進されなければならない。
（1） 自然、景観等の環境の保全に配慮しながら、それらの魅力を十分に活用すること。
（2） 豊かな自然にはぐくまれた食材及び食文化の魅力（以下「食の魅力」という。）を生かすこと。
（3） 高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮すること。

（道の責務）
第3条
道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2 道は、観光の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が参画する広域的な観光振興に関し総合調整を行うとともに、市町村相互の連携が図られるよう努めるものとする。

（道民の役割）
第4条
道民は、基本理念にのっとり、観光客を温かく迎えるよう努めるとともに、地域の観光資源を活用した観光地づくりに参画するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）
第5条
観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。
2 観光事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域の他産業との連携に配慮するものとする。

（観光関係団体の役割）
第6条
観光関係団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うよう努めるものとする。
2 観光関係団体は、ホスピタリティ（観光客を温かく迎える接遇をいう。）の向上、観光客の誘致等に積極的に取り組む等観光の振興に貢献するよう努めるものとする。

第2章 観光の振興に関する基本的施策
（施策の基本方針）
第7条
道は、次に掲げる基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
（1） 道民、観光事業者、観光関係団体及び行政機関が協働して行う取組を促進すること。
（2） 環境を保全し活用する取組を促進すること。
（3） 食の魅力を生かした取組を促進すること。

（4） 観光客が安心して快適に観光を行うことができる環境づくりを促進すること。
（5） 観光にかかわる産業の発展のための取組を促進すること。
（6） 国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
（7） 観光に関する普及啓発及び学習機会の確保を図ること。
（8） 観光に関する基礎的データの収集及び調査を実施すること。

（観光の振興に関する基本的な計画）
第8条
　知事は、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。
2　計画は、観光の振興に関する道の施策並びに道民、観光事業者及び観光関係団体の行動の指針について定めるものとする。
3　計画は、観光の振興に関する適切な目標について定めるものとする。
4　知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
5　知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道観光審議会の意見を聴かなければならない。
6　知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
7　前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（財政上の措置）
第9条
　道は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章　北海道観光審議会
（設置）
第10条
　北海道における観光の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道観光審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第11条
　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
（1） 知事の諮問に応じ、観光の振興に関する重要事項を調査審議すること。
（2） 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
2　審議会は、観光の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）
第12条
　審議会は、委員15人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）
第13条
　委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
2　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。
4　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）
第14条
　審議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員が互選する。
3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第15条
　審議会の会議は、会長が招集する。
2　審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）
第16条
　審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
2　部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
3　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
4　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）
第17条
　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
1　この条例は、公布の日から施行する。

２　北海道観光審議会条例（昭和36年北海道条例第42号）は、廃止する。
３　この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の北海道観光審議会条例第3条第2項の規定により北海道観光審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第13条第1項の規定により委員又は特別委員に任命された者とみなし、その任期は、委員にあっては同条第2項の規定にかかわらず平成14年12月14日までとし、特別委員にあっては同条第4項の規定にかかわらず同年3月31日までとする。
４　知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 これまでの計画による取組の概略

(1) 第1期 北海道観光のくにづくり行動計画
2002(平成14)年度から 2007(平成19)年度までの6年間

2001(平成13)年10月に公布・施行された「北海道観光のくにづくり条例」に基づく、観光振興に関する基本的な計画として策定された第1期の計画においては、
・誰もが満足できる質の高い観光地をつくり、国内外の多くの方に何度でも本道を訪れていただく。
・観光振興により本道経済の活性化を図る。
を目標とし、観光に関わる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

温泉観光地の活性化に向けた取組や広域連携イベント開催への支援、環境や食を生かした観光地づくりを進めるとともに、知床の世界自然遺産登録や旭山動物園の人気などを追い風に、ターゲットを絞った効果的な宣伝誘致活動を推進しました。

計画期間においては、「知床」効果や旭山動物園人気など明るい動きがある一方、感染症(SARS)の世界的流行や十勝沖地震、大型台風などの影響がありました。
また、北海道の豊かな自然や雪、温泉などが人気を呼び、東アジア地域やオーストラリアなどからの外国人来道者数が急増しました。

(2) 第2期 北海道観光のくにづくり行動計画
2008(平成20)年度から2012(平成24)年度までの5年間

第2期の計画においては、
・環境と共生する観光
・地域の資源を生かした観光振興
・観光振興による地域の経済の活性化
を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

地域の様々な産業、団体、行政などが連携し、北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、自然環境と共生する観光を推進するとともに、「食」をはじめとする多様な地域資源を生かした観光地づくりの取組や国内外への積極的な宣伝誘致活動を推進しました。

計画期間においては、急成長するアジア経済を背景に、外国人来道者数が増加するなど明るい動きがありましたが、計画スタート直後のリーマンショックや急激な円高、新型インフルエンザの感染拡大の影響、道内においては航空路線の減少や機材の小型化などのマイナス要因に加え、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による深刻な影響を受けました。

（3）　第3期 北海道観光のくにづくり行動計画
2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間

第3期の計画においては、
・自然環境など地域の資源を生かした滞在型の観光地づくり
・国内外への効果的な誘客活動による旅行市場の拡大
・観光振興による地域と経済の活性化
を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

地域の様々な産業、団体、行政などが連携し、自然環境など地域の資源を生かした滞在型の観光地づくりを行うとともに、国内外への積極的な宣伝誘致活動を推進しました。

計画期間においては、査証要件の緩和や新千歳空港の発着枠制限の緩和などの要因により、外国人来道者数が急増したほか、北海道新幹線の開業など明るい動きがあり、観光入込客数は堅調に推移しました。

（4）　第4期 北海道観光のくにづくり行動計画
2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの3年間

第4期の計画においては、
・国際的に質や満足度の高い観光地づくり
・戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大
・観光振興による地域と経済の活性化
を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

庁内各部や振興局はもとより、北海道観光振興機構や国をはじめ市町村、地域の観光協会など、観光振興に携わるすべての方々と連携・協力しながら、交流人口の拡大や観光消費の増加による地域経済の活性化や、観光産業の北海道のリーディング産業化に向け、取組を推進しました。

期間においては、2018年に訪日外国人来道者が過去最高の312万人に達しましたが、2018年9月には北海道胆振東部地震、2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症など北海道の観光産業は甚大な影響を受けました。

（5）　第5期 北海道観光のくにづくり行動計画
2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

第5期の計画においては、
・「安全・安心」で選ばれる観光地

・満足度向上と連動した消費単価の向上
・感染症の状況に応じた誘客対象の最適化
・AT等新たな北海道観光の創出
・地域における観光インフラの充実

を目標とし、観光にかかわる主体が目標の達成に向けて取組を進めてきました。

庁内各部や振興局はもとより、北海道観光機構や国をはじめ市町村、地域の観光協会など、観光振興に携わるすべての方々と連携・協力し、「北海道・北東北の縄文遺産群」の世界遺産登録、アジア初の「アドベンチャートラベルワールドサミット2023」など、大きなイベント開催の機会を契機として、感染症に強い北海道を内外に示しながら、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた「観光立国北海道」の再構築に向けた取組を推進してきました。

計画期間においては、新型コロナウイルス感染症による行動制限の影響を受け、インバウンドがほぼ消失し、国内需要も減少するなど、観光業界はこれまで経験したことのない危機的な状況に陥りましたが、2023年5月の新型コロナウイルス感染症の5類への移行後は、インバウンドを中心に観光需要は回復基調となりました。